

第4章

現状・課題の整理

- 4-1 保存における現状・課題
- 4-2 活用における現状・課題
- 4-3 整備における現状・課題
- 4-4 運営・体制における現状・課題

4-1 保存における現状・課題

4-1-1 保存事業

名古屋城には往時の姿を伝える石垣や建造物等の遺構が多く残っており、現在でもその姿を見ることができる。これらの遺構の多くは、度重なる災害や戦災などにより、多大な被害を受けたが、適宜保存修復（一部移築含む）等が施され、現在に至っている。

ここでは、これらの保存修復事業とそれに伴う調査研究を保存事業と定義し、現状の整理と課題の抽出を行うものとする。

4-1-2 各地区の保存管理状況

「3-2-4」にて整理した地区区分ごとの主な諸要素について、それぞれの保存管理状況を整理する。

(1) 本丸

表 4-1 本丸における各構成要素の現状・課題

名称			保存管理の現状・課題
(I) 本質的価値を構成する諸要素	曲輪	本丸	・ 大部分が旧状を維持している。
		本丸大手馬出	・ 西面の地上部の石垣が解体され堀が埋め立てられるとともに、出入口内側の石垣は東西ともに解体されている。 ・ 馬出の内側周囲に築かれていた雁木が、近代以降に失われ土塁となっている。
		本丸搦手馬出	・ 大部分が旧状を維持している。
	近世 虎口	本丸表門枳形	・ 一之門戦災焼失、二之門現存 ・ 枳形が現存している。
		本丸東門枳形跡	・ 一之門戦災焼失 ・ 二之門戦災焼失、昭和 47 年（1972）に旧二之丸東二之門を移築 ・ 枳形が現存している。
		もとおつきや 元御春屋門枳形跡	・ 門は撤去 ・ 虎口の形態が現存している。
		不明門枳形	・ 戦災焼失、昭和 53 年（1978）に復元 ・ 枳形が現存している。

名称		保存管理の現状・課題	
(I) 本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣	・本丸は中心となる天守閣や本丸御殿等が位置する曲輪と南側の大手と東側の搦手の二つの馬出からなる。本丸及び馬出ともに全て石垣及び土塁、堀で囲まれる。 ・馬出から本丸へと入る部分には枳形が設けられ全て石垣で囲まれる形になっている。また、北側の不明門も枳形となるが、この部分も石垣で囲まれる。本丸は石垣が高く築かれ、内側は門及び天守閣・櫓部分を除き、基本的には 1.5m 程度までの高さの石垣とその上部が土塁となる。本丸表二之門と本丸東二之門の門内部の両側には、近世には雁木が築かれていたが、近代以降に失われている。 ・大手馬出は本丸の南側に位置する。東西の出入口の内面（東面・南面）には雁木が築かれていた。現状では馬出の西側の地上部の石垣が撤去され、堀が埋め立てられるとともに、出入口内側の石垣は東西ともに撤去されている。また、馬出の内側周囲には近世には雁木が築かれていたが、近代以降に失われ土塁となっている。 ・搦手馬出は本丸の東側に位置する。北側出入口（境門）内側の石垣も近代以降に撤去されている。 ・本丸の石垣については、濃尾地震の被害や西南隅櫓ののる南面の石垣の崩落、戦災の被熱による劣化石材の交換、天守台石垣の一部で天守再建に伴う工事等により、近代以降に積み直しが行われている。
		土塁	・近世には雁木が築かれていたが、近代以降に失われている。 ・大手馬出は本丸の南側に位置する。東西の出入口の内面（東面・南面）には雁木が築かれていた。現状では馬出の西側の地上部の石垣が撤去され、堀が埋め立てられるとともに、出入口内側の石垣は東西ともに撤去されている。また、馬出の内側周囲には近世には雁木が築かれていたが、近代以降に失われ土塁となっている。 ・搦手馬出は本丸の東側に位置する。北側出入口（境門）内側の石垣も近代以降に撤去されている。 ・本丸の石垣については、濃尾地震の被害や西南隅櫓ののる南面の石垣の崩落、戦災の被熱による劣化石材の交換、天守台石垣の一部で天守再建に伴う工事等により、近代以降に積み直しが行われている。
		内堀	・本丸の石垣については、濃尾地震の被害や西南隅櫓ののる南面の石垣の崩落、戦災の被熱による劣化石材の交換、天守台石垣の一部で天守再建に伴う工事等により、近代以降に積み直しが行われている。
		地下遺構	・旧本丸御殿の礎石：復元整備に際して耐圧盤の下に保護し、その上に新たな礎石を置いている。
		東南隅櫓 ＜重要文化財＞	・昭和 27 年（1952）の解体修理の際に、宝永 7 年（1710）に大規模な修理、寛政 11 年（1799）に屋根修理、さらに明治 43 年（1910）に江戸城の鯨が取り付けられていたことが明らかになった。 ・昭和 48 年（1973）、63 年（1988）に屋根葺替部分修理、平成元年（1989）には壁と屋根の部分修理を行っている。 ・屋根瓦の経年による弛緩・落下・雑草繁茂、外壁の亀裂、軒廻りの漆喰の崩落、建具戸車と金具の破損、土戸の漆喰崩落がみられる。
	建造物等	西南隅櫓 ＜重要文化財＞	・大正 10 年（1921）に石垣とともに倒壊したため、大正 12 年（1923）までに宮内省により解体修理された。その際、外壁が鉄鋼モルタル塗りに改変されたが、規模や形態は、建造当初のものに復元された。 ・地盤沈下による軸部の傾斜や外壁の亀裂、経年による屋根瓦の弛緩と落下など傷みが激しくみられ、平成 20 年度（2008）に耐震基礎診断、平成 21 年度（2009）に実施設計を行い、平成 22 年度（2010）から平成 26 年度（2014）にかけて修復整備を実施した。大正期に施された外壁の鉄網モルタル塗りは、建造当初の小舞掻き及び荒壁塗り・中塗りの上、漆喰塗りへ修復した。また、筋違などの補強整備も行い、耐震性を考慮した設計となっている。
		本丸表二之門 ＜重要文化財＞	・昭和 48 年（1973）に屋根葺替部分修理を行っている。 ・平成 24 年度（2012）に門にとり付く両袖の土塀の瓦及び控柱の緊急的な補修整備を行っている。 ・門については、経年による瓦の弛緩と落下、漆喰の汚損、建具の開閉不可、帯鉄金物の錆が見受けられる。 ・土塀については、緊急的な修理を平成 24 年度（2012）に行ったが、シロアリによる控柱等軸部の腐朽、屋根瓦の経年による弛緩と落下、雨漏りによる漆喰の崩落がみられる。
		旧二之丸東二之門 （本丸東二之門跡） ＜重要文化財＞	・控え柱の礎石が沈下したため、平成 22 年度（2010）から平成 24 年度（2012）にかけて解体修理を行った。
	井戸		・本丸東門枳形跡西側井戸：損傷はみられない。
(II) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	復元建造物	本丸御殿 ※復元整備中 （一部公開）	・平成 20 年度（2008）に復元整備に着手し、平成 25 年（2013）には玄関、表書院、平成 28 年（2016）には対面所・下御膳所を公開している。 ・平成 4 年度（1992）から行っている重要文化財旧本丸御殿障壁画の復元模写事業は継続中である。 ・今後の維持管理計画を定める必要がある。
		不明門	・昭和 53 年（1978）の復元以降、修復などは行われていない。

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	外観復元建造物	天守閣	・昭和60年(1985)に小天守閣2階、3階収蔵庫の全面改修整備を行い、専用棚の配置、24時間対応の空調設備、ハロン消火設備、警備機器を導入した。 ・平成2年(1990)に大天守閣に美術品専用展示ケースが導入された。 ・平成9年(1997)にエレベーター棟を増築した。 ・平成22年度(2010)に実施した耐震診断では現行の耐震基準を満たさずに「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い」との結果が出ている。 ・コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保など様々な問題が顕在化している。
		石垣	・上記の近世：石垣にて整理
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	地下遺構	・離宮期の高等官便所跡：建物基礎が確認されている。
		井戸	・本丸御殿北井戸：損傷はみられない。
(Ⅳ) その他の諸要素		便益・休憩施設	・4-2-2 諸施設にて整理
		管理施設	
		案内・説明板	・4-1-3 植栽管理状況にて整理
		植栽	
		動物	

(2) 二之丸(北) (有料区域)

表 4-2 二ノ丸（北）における各構成要素の現状・課題

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	・昭和50年代に新たに築かれた土塁により、南北が隔てられている。 ・西面の二之丸大手二之門の門内部の両側に近世には築かれていた雁木^{がんぎ}が近代以降に失われている。また、東面の東二之門枡形の西側石垣は昭和38年(1963)の愛知県体育館の建設に伴い北端が撤去され、東側石垣から北側へ続いていた石垣も近代以降に撤去されている。 ・南面を囲む堀は明治期まで滞水していたが、空堀となっている。
		石垣	・二之丸は、名古屋城の中心部で最も広く、本丸・三之丸と繋がる曲輪である。周囲には堀と石垣が巡るが、曲輪の東面から南面と西面の南部にかけては曲輪内面に土塁が巡る。北面には土塁はなく、石垣の上部に堀が築かれていた。また、西面の北部も土塁はなく、本丸に面していた。 ・二之丸へは西面と東面に門が設けられ、石垣で囲まれる枡形^{がんぎ}となっている。西側の二之丸大手二之門の門内部の両側には、近世には雁木^{がんぎ}が築かれていたが、近代以降に失われている。東側の東二之門枡形の西側石垣は、昭和38年(1963)の愛知県体育館の建設に伴い北端が撤去され、失われている。また、東側石垣から北側へ続いていた石垣も近代以降に撤去されている。
		土塁	・二之丸の南側を囲む堀は明治期まで滞水していたが、空堀となっている。 ・二之丸の石垣については、東門枡形部分で濃尾地震の被害や平成に入ってから崩落等で積み直しが行われている。その他にも詳細な時期は不明であるが、南面や大手枡形等において近代以降の積み直し痕跡が確認できる。
		地下遺構	※石垣の保存事業の履歴は(9)指定地全体にてまとめた。 ・霜傑跡^{そうけつ}：基礎遺構を表示している ・南池跡：露出展示している ・北暗渠跡：露出展示している ・二之丸庭園に関わる以下の地下遺構が確認されている。 ・御茶屋跡：多春園の三和土・礎石列跡・飛石列、山下御席の三和土、余芳の三和土 ・園路跡：栄螺山の平坦面、二子山の飛石列、権現山の飛石群 ・建物基礎跡：御文庫の基礎、権現山の鳥居基礎、外縁の堀の礎石と考えられる石列 ・社跡：権現山の社基壇2箇所、切石による区画状遺構 ・池跡：北園池周辺の橋台と橋脚の礎石、権現山東の三和土

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	二之丸庭園	『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年（2013））』において、主な7つの構成要素（地割・地形、石組、水系、植栽、構造物、建造物、その他）ごとに課題を整理し、地区区分ごとの保存管理方針や、庭園全体の現状変更等の取扱方針を定めている。この保存管理計画書に基づき、保存管理を実施していく必要がある。 ※保存事業の履歴は次表にてまとめた
		建造物等 なんぼんねりべい 南蛮練堀	- 練堀上部の大半は崩壊し、わずかに底部を残しているが、ところどころ崩れて断続的な状態で、一部内側に倒れこんでいる。 - 周辺では雑草や薦類の繁茂がみられ、根や茎の侵入による亀裂の進行や、練堀北面、上面、南面上部は菌類・コケ植物の繁殖が原因と推定される劣化がみられる。 - 亀裂の発生または既存の亀裂拡大抑制に対して効果的な措置を行う必要がある。
		井戸	・二之丸庭園南西井戸：損傷はみられない。
		うづみ 埋門跡	・石垣上に門跡が現存している。 ・現在に至るまで、修復などの記録が残っていない。
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	地下遺構	・撤去された陸軍期の兵舎のレンガ基礎等が確認されている。
(Ⅳ) その他の諸要素	現代	土塁	・上記の近世：石垣にて整理
		便益・休憩施設	・4-2-2 諸施設にて整理
		管理施設	
		案内・説明板	
		二之丸広場	・入口部や中央部に裸地がみられる。
		石碑など	・劣化、破損はみられない。
		植栽	・4-1-3 植栽管理状況にて整理 ・『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年（2013））』に基づき植栽管理を行っている。

表 4-3 二之丸庭園の保存事業の履歴

	和暦	西暦	事項
築城期～戦前	慶長 19 年	1614 年	旧南御庭の完成（御宿館の庭か）
	元和 3 年	1617 年	二之丸御殿の完成
	寛永 5 年	1628 年	「中御座之間北御庭」完成か
	慶安 4 年	1651 年	二代藩主光友が庭園の改修に着手
	(不明)		四達堂周辺の改修（渡り廊下の撤去など）
	寛文 4 年	1664 年	権現山に「熊野社」「愛宕社」を勧請
	文化 10 年	1813 年	十代藩主斉朝が庭園の改修に着手か
	文政 5 年	1822 年	旧南御庭の除却（能舞台を移設し蒔石の庭に）
	文政 6 年	1823 年	この頃に「御城御庭絵図」の姿が完成か
	明治 6 年	1873 年	この頃に前庭を作庭（吉田紹和か）
	昭和 12 年	1937 年	重森三玲による実測調査
戦後～現在	昭和 23 年	1948 年	二之丸の旧兵舎が名古屋大学校舎として利用開始され、翌年（1949）から名古屋学生会館としても利用開始
	昭和 28 年	1953 年	北御庭の一部と前庭が名勝に指定（3月31日） 北御庭園池底の改修（～昭和30年）
	昭和 40 年	1965 年	名古屋市が名勝指定範囲の管理団体に指定される
	昭和 41 年	1966 年	二之丸庭園の整備（東入口・境界庭園など）
	昭和 42 年	1967 年	名勝名古屋城二之丸庭園の一般公開

	和暦	西暦	事項
戦後／現在	昭和 43 年	1968 年	外縁西部の牡丹花壇の整備
	昭和 44 年	1969 年	二の丸茶亭の竣工
	昭和 48 年	1973 年	旧兵舎である名古屋学生会館（西側棟）の焼失
	昭和 49 年	1974 年	旧兵舎である名古屋学生会館（東側棟）の焼失 →大蔵省から名古屋市が二之丸(北)の名勝指定範囲以外の無償貸付を受ける
	昭和 50 年	1975 年	東庭園、南池の試掘調査
	昭和 51 年	1976 年	東庭園、南池の発掘調査
	昭和 53 年	1978 年	発掘調査の結果に基づき、遺構の展示を含めた東庭園の整備
	昭和 54 年	1979 年	東入口を現在の東門券売所に移設 二之丸東庭園の開園
	昭和 55 年	1980 年	東庭園に休憩施設「望鯨亭」の建設
	平成 25 年	2013 年	『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』の策定 笹巻山の発掘調査、笹巻山(植栽)・権現山(植栽)の修復
	平成 26 年	2014 年	権現山東・栄螺山・多春園の発掘調査、権現山(築山・植栽)・笹巻山(築山・石組)の修復
	平成 27 年	2015 年	北園地東・多春園・奥御文庫・二子山・園路の発掘調査、権現山(石段・社跡・築山)の修復
	平成 28 年	2016 年	北園地・栄螺山・園路の発掘調査、権現山(築山)・栄螺山(築山・石組)の修復
	平成 30 年	2018 年	二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定される

※平成 25 年以降の修復整備については、施工年度を掲載

(3) 二之丸(南)（無料区域）

表 4-4 二ノ丸（南）における各構成要素の現状・課題

名称			保存管理の現状・課題	
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	二之丸	・ (2) 二之丸(北) (有料区域) にて整理
		虎口	二之丸大手門 枅形	・ 一之門撤去、二之門現存 ・ 枅形が現存している。
			二之丸東門枅 形跡	・ 一之門撤去 ・ 二之門は昭和 38 年 (1963) 解体、昭和 47 年 (1972) 本丸東二之門跡へ移築 ・ 枅形は現存しているが、一之門跡西側部分が昭和 38 年 (1963) 愛知県体育館建設に伴う園路拡張のために 9m分を取り壊している。
		石垣		・ (2) 二之丸(北) (有料区域) にて整理
		土塁		
		二之丸大手二之門 ＜重要文化財＞		・ 両脇に取り付いていた土塀は失われている。 ・ 平成 26 年 (2014) 3 月に耐震診断調査を行い、構造性能の目標とした「復旧可能水準」を十分に満足し、大地震時にも倒壊しない「安全確保水準」相当の耐震性を有していると診断された。 ・ 鳥 衾 瓦 ちょうぶすま の落下、軸部、漆喰塗、造作、金具等に経年による破損がみられ、中でも漆喰塗の剥落が深刻であったことから、平成 29 年度 (2017) に棟帯漆喰のやり替え、門本体の破風板廻りの漆喰補修、化粧直しを行っている。
		(Ⅳ) その他の諸要素	便益・休憩施設	
案内・説明板				
その他施設	愛知県体育館		・ かつて、向屋敷 むこう と称され馬場や弓場、それらを見物する建物等があったが、明治期には取り壊され、兵舎が建設された。昭和 23 年 (1948) には旧兵舎が名古屋大学の校舎として利用され始めたが、昭和 38 年 (1963) には名古屋大学が城外に移転し、愛知県体育館が建設された。 ・ 愛知県体育館は、特別史跡の保存・活用とは直接関係のない施設であり、特別史跡指定地外への移転が必要である。	
植栽			・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理	

(4) 西之丸

表 4-5 西ノ丸における各構成要素の現状・課題

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	西之丸 ・ 南西部の ^{えのきだ} 榎多門枅形跡は、明治期に名古屋城築城以来の ^{えのきだ} 榎多門に代わり、旧江戸城の蓮池門を移築する際に北側に拡張され、北面には穴門が設けられている。
		虎口	^{えのきだ} 榎多門枅形跡 ・ ^{えのきだ} 榎多冠木門は陸軍期に撤去されたと考えられる。榎多門は明治 24 年（1891）の濃尾地震によって大破したため、旧江戸城蓮池門を移築した。その際蓮池門の桁行が長かったため、枅形北側の石垣を改変した。
		石垣	・ 西之丸は、本丸・御深井丸・三之丸と繋がる曲輪である。周囲には堀と石垣が巡るが、西面と北面は水堀に面し、南面は空堀である。南面に位置する空堀は、本丸と二之丸の空堀が両面ともに石垣で築かれているのに対し、三之丸側の面は土塁となっている。曲輪の南面から西面の南部にかけては曲輪内面に土塁が巡る。西面の北部及び北面には土塁はなく、石垣の上部に塀が築かれていた。
		土塁	・ 西之丸の南西部には正門（ ^{えのきだ} 榎多門）が設けられ、石垣で囲まれる枅形となっている。この枅形は、明治期に名古屋城築城以来の ^{えのきだ} 榎多門に代わり、旧江戸城の蓮池門を移築する際に北側に拡張され、北面には穴門が設けられており、もともとの状態からは改変を受けている。 ・ 西之丸の石垣については、濃尾地震により榎多門の土橋の西側などが崩落し、積み直しが行われている。 ※石垣の保存事業の履歴は（9）指定地全体にてまとめた。
		地下遺構	・ 既往の発掘調査において北部に位置した米蔵跡に関する地下遺構は確認することができなかった。
		名古屋城のカヤ ＜天然記念物＞	・ 平成 22 年度（2010）に『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』が策定され、概況調査、生育状況の調査、幹の腐朽調査、支柱現況調査などが行われ、結果分析をした上で改善策を示している。 ・ 平成 23 年度（2011）に上記の調査報告書を踏まえ、地下部調査として、根・土壌外観調査、土壌透水試験、土壌貫入試験、土壌物理性・化学性試験を行うとともに、周辺環境調査や幹・枝の腐朽状況を調査し、生育基盤改良法等保護育成するための検討を行っている（『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』より）。 ・ 調査の結果、根の区域がロープ柵内の狭い範囲に限られていることや、樹木の広範囲にわたり腐朽が進行していることが明らかとなった。そのため、平成 25 年（2013）土壌改良を行い、平成 26 年（2014）には土壌改良のうえロープ柵の区域を広げ、生育環境の改善に努めた結果、樹勢の回復がみられている。 ・ 幹・枝の腐朽などが確認されているため、『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』及び『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』に基づき、保存管理を実施していく必要がある。
させる諸要素	(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進	外観復元建造物	正門（榎多門） ・ 明治 43 年（1910）に旧江戸城蓮池門を移築したが戦災で焼失したため、昭和 34 年（1959）に天守とともに再建された。 ・ 昭和 34 年（1959）の再建以降、修復は行われていない。 ・ 特に目立った腐朽、劣化等は確認できないが、今後、経過観察を行う必要がある。
示す諸要素	近代	石垣	・ 上記の近世：石垣にて整理
		地下遺構	・ 陸軍期の営倉跡：建物基礎等が確認されている。 ・ 宮内省官舎跡：建物跡の一部が確認されている。
(Ⅳ) その他の諸要素		井戸	・ 西之丸北部井戸：桶枠に劣化がみられる。
		便益・休憩施設	・ 4-2-2 諸施設にて整理
		管理施設	
		案内・説明板	・ 劣化、破損はみられない。
		石碑など	
		植栽	・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理

(5) 御深井丸

表 4-6 御深井丸における各構成要素の現状・課題

名称			保存管理の現状・課題	
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	御深井丸	・ 大部分が旧状を維持している。
			塩蔵構	・ 大部分が旧状を維持している。
		虎口	塩蔵門枳形跡	・ 門は撤去。枳形が現存している。
			すかし 透門枳形跡	・ 門は撤去。土塁が改変されているが、現存している。
		石垣		・ 御深井丸は、本丸・西之丸に繋がる曲輪である。周囲には水堀と石垣が巡る。 すかし 透門部分は土塁が築かれている。曲輪東部に位置する塩蔵構の西端は石垣で囲まれる。また、西之丸と接する西部の南面の曲輪内面に土塁が巡る。
		土塁		・ 御深井丸の石垣については、濃尾地震や大雨などにより北面石垣の一部が崩落し、積み直しが行われている。 ※石垣の保存事業の履歴は(9) 指定地全体にてまとめた。
		建造物等	西北隅櫓 ＜重要文化財＞	・ 昭和 37 年(1962)から昭和 39 年(1964)にかけて解体修理を行った。その際、他の建築古材の一部が用いられていることと、元和 5 年(1619)頃に造営されたこと、さらに享和 2 年(1802)と大正 5 年(1916)に修理が施されていたことが明らかとなった。 ・ 昭和 63 年(1988)に屋根葺替部分修理を行った。 ・ 屋根瓦の経年による弛緩・落下・雑草繁茂、外壁の亀裂、軒廻りの漆喰の崩落、建具戸車と金具の破損、土戸の漆喰崩落がみられる。
				井戸
		天守礎石		・ 昭和 34 年(1959)の天守の再建にともない、現位置に移設されて以降、修復等はされず除草等の維持管理を行っている状況である。
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	乃木倉庫 ＜国登録有形文化財＞	・ 明治初期に建てられて以降、修復などの履歴は確認できていない。 ・ 壁面の劣化や汚損、基礎のひび割れ等が見られる。	
(Ⅳ) その他の諸要素	茶席	さるめんぼうがく 猿面望嶽茶席	・ 昭和 57 年度(1982)屋根の葺替えを行った(猿面茶席のみ)。 ・ 屋根の損傷がみられる。	
		ゆういん 又隠茶席	・ 屋根の損傷がみられる。	
		書院	・ 昭和 24 年(1949)に建てられて以降、修復などの履歴は残っていない。 ・ 屋根の損傷がみられる。	
		織部堂	・ 昭和 30 年(1955)に城内に移築されて以降、修復などの履歴は残っていない。 ・ 屋根の損傷がみられる。	
	石棺式石室		・ 戦後、名古屋城に移動されて以来 40 年余り放置状態となっていたが、愛知県内の文化史研究会の要望を受け保存されることとなった。 ・ 劣化及び損傷はみられない。	
	塔の心柱礎石		・ 劣化及び損傷はみられない。	
	井戸		・ 織部堂西側：損傷はみられない。 ・ 天守礎石近く：損傷はみられない。	
	展示施設	御深井丸展示館	・ 4-2-2 諸施設にて整理	
		木材加工場、原寸場	・ ※平成 29 年 12 月 28 日をもって見学終了しており、解体・撤去予定である。	
	便益・休憩施設		・ 4-2-2 諸施設にて整理	
	管理施設	資材置場		
	案内・説明板			
	植栽		・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理	

(5) 外堀（空堀）

表 4-7 外堀（空堀）における各構成要素の現状・課題

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣	・ (1) 本丸～ (5) 御深井丸 ^{おふけまる} にて整理
		堀（空堀）	
(Ⅳ) その他の諸要素	案内・説明板		・ 4-2-2 諸施設にて整理
	植栽		・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理

(7) 外堀（水堀）

表 4-8 外堀（水堀）における各構成要素の現状・課題

名称		保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	
	石垣	・ (1) 本丸～ (5) 御深井丸にて整理
	堀（水堀）	・ 昭和 56 年度（1981）から工業用水の導入が開始され、平成 11 年度（1999）の大幅な日量の増加による水質浄化対策が行われてから現在に至るまでの水質の状態は、ほぼ一定となっている。しかし、浮遊物質量、透明度等は、目標値に達しておらず、今後の浄化対策の検討が必要である。 ・ 本市環境局なごや生物多様性センターが実施している名古屋城の水堀に生息する水辺の生きものを把握する一環の中で、外来種の生息を調査しており、ブルーギル、オオクチバス、ミシシippiaアカミミガメなどが確認されている。外来種は在来種の生息場所を奪い、その生態系に影響を与えるため駆除に努める必要がある。
(Ⅳ) その他の諸要素	便益施設	・ 4-2-2 諸施設にて整理
	案内・説明板	
	植栽	・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理
	動物	・ ハクチョウ ・ 水堀に生息する外来種などにより、在来種の減少等がみられる。

(8) 三之丸外堀

表 4-9 三ノ丸外堀における各構成要素の現状・課題

名称				保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	三之丸	・ ^{みその} 御園門枳形跡の石垣は比較的良好に残存するものの南側部分は失われている。 ・ ^{はばした} 巾下門、本町門、東門については枳形としての姿を失っている部分が多い。 ・ 清水門枳形を含めた東北面の土塁はほとんどが失われ、東面では出来町線、南面では大津通等の 3 箇所、西面では国道 22 号線などの道路の敷設により土塁が撤去されている。また、東面の出来町線より北側部分と一部残る北面部分の土塁では、明治期に陸軍の射撃演習場として利用された際にさらに土塁が盛り足されている。
		虎口	^{はばした} 巾下門枳形跡	・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は一部現存している。
			^{みその} 御園門枳形跡	・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は明治 42 年（1909）に東堀・南堀が鉄道用地に転用されるにあたり撤去されたが、一部現存している。
			本町門枳形跡	・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は明治 43 年（1910）に東堀・南堀が鉄道用地に転用されるにあたり撤去されたが、一部現存している。
		東門枳形跡		・ 門は撤去 ・ 枳形は明治 43 年（1910）に東堀・南堀が鉄道用地転用にされるにあたり撤去されたが、一部現存している。

名称		保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣 ・三之丸は、周囲には土塁と空堀が巡り、西に^{はばした}巾下門、南に西から御園門、本町門、東に東門、北に清水門の5つの門が設けられていた。三之丸では、5つの門部分のみに石垣が築かれ、枡形を形成していた。その他の部分は内外面ともに土塁が築かれた。 ・三之丸の石垣及び土塁、堀については近代以降の改変が著しい。枡形の石垣については、御園門部分が比較的良好に残存するが、それでも南側部分については失われている。他の門についてはさらに改変が著しく、巾下門、本町門、東門については枡形としての姿を失っている部分が多く、清水門については門の痕跡は全て失われてしまっている。また、御園門、本町門、東門の土橋についても、堀内に名古屋鉄道瀬戸線を通した影響でトンネルが掘られている状況である。 ・土塁についても北面のほとんどが失われ、東面では^{で きまち}出来町線、南面では大津通等、西面では国道22号線などの道路の敷設により土塁が開削されている。また、東面の出来町線より北側部分と一部残る北面部分では、近代に陸軍の射撃演習場として使用された際に土塁が盛り足されている状況である。 ・堀については^{はばした}巾下門から御園門にかけての西側の空堀が埋め立てられている。また、御園門から本町門にかけての一部と、本町門から東門にかけての南東側は「元禄十年名古屋城絵図」には水堀として記録されているが、現在は空堀となっている。 ※石垣の保存事業の履歴は(9)指定地全体にてまとめた。
	近代	土塁 ・上記の近世：土塁にて整理
(Ⅳ) その他の諸要素	名古屋鉄道瀬戸線跡	・本町橋の西側は市内で唯一の明治の煉瓦アーチが残っている。 ・大津橋の南側に大津町駅跡のホームへ降りる階段がそのまま残っている。
	愛知縣護国神社	・現時点では地下遺構等は確認できていない。
	案内・説明板	・4-2-2 諸施設にて整理
	植栽	・4-1-3 植栽管理状況にて整理

(9) 指定地全体

■石垣

名古屋城の石垣は、本丸・二之丸・西之丸・^{おふけまる}御深井丸を中心として築かれており、三之丸を含む城全体での総延長は約8.2kmである。高さは、天守台以外の部分が5.0m～13.0m、天守台が東側で約12.5m、西側と北側で約20.0mである。

石垣は、徳川家康の命の下、西国を中心とした20大名による公儀普請によって築かれた。各大名間には石垣を積む技術には差違があったようであり、本丸搦手馬出周辺の石垣調査では堀底に埋まっている部分に技術的変遷がうかがえる。

石垣を含む普請は、慶長15年(1610)6月3日より根石置きが始まり、8月には加藤清正が天守台の石垣を完成させ、9月には本丸・二之丸・西之丸・御深井丸の石垣がおおよそ完成し、大名たちが帰国したとの記録が残されている。

石垣に使われている石材の築城期における採石地は、小牧市岩崎山、瀬戸地域、西尾市周辺の三河湾沿岸、岐阜県海津市周辺の養老山系、三重県尾鷲地域が中心と考えられている。石の種類は、岩崎山、尾鷲、瀬戸が花崗岩、三河湾沿岸が花崗閃緑岩、養老山系が砂岩である。近年の調査及び観察からこれらの石材の使用比率に各大名間で違いがある可能性もある。

石垣に使われている石には様々な印が刻まれている。これらは、刻印または刻紋と呼ばれ、石垣を築くことを命じられた諸大名が、自分の運んだ石を他大名の石と区別するために刻んだとみられる。石垣を築くにあたって諸大名は掟を定めており、その中には、他藩との喧嘩を禁止する

項目もあることから、刻印は石の所有争いで起こるトラブルを未然に防ぐ意味があった可能性がある。石垣石材には刻印のほかにも石を割る際に刻まれた「矢穴」や、修復整備の際には墨書も確認されている。

石垣は地盤や背面の状況などにより積み直しなどの維持管理が必要になることがある。名古屋城でも築城以降、江戸時代から現代まで継続して各時期に積み直しが行われている。江戸時代の代表的な修復例は、宝暦年間に行われた天守を引き上げて行った天守台の積み直しである。明治以降も、当時の管理者である陸軍や宮内省によって石垣の修復整備が行われたが、記録が少なく、不明な部分も多い状況である。

昭和45年（1970）に豪雨によって石垣が崩落したことを契機として、以後継続して石垣修復整備を行っている。名古屋市が行っている石垣修復の位置は、戦災による焼石の交換に関わるものを除くと、縄張りの北側に偏る傾向がある。濃尾地震の際の石垣被害の記録でも、崩落や孕みは、台地の縁辺に近い北側と西側に多く見られることから、低地に面した北側と西側は地盤などに石垣の構築上、他に比べて不安定化しやすい要素があることも想定される。

平成14年度（2002）より修復整備を進めている本丸搦手馬出周辺の石垣では、解体に伴って行った発掘等の調査から新たな知見が得られた。

文献としては、江戸幕府から尾張藩に対して、本丸東北角の崩れた石垣の修復を許可する、天和2年（1682）の史料が残されており、史料中の本丸東北の角の石垣が本丸搦手馬出周辺の石垣にあたると考えられる。本丸搦手馬出周辺の石垣では、北面と東面に布積部分と乱積部分があることが観察され、布積部分は北東角を挟んで北面と東面に広がっている。この積み方の違いが、築城期の石垣（乱積）と天和二年の積み直し（布積）に対応する可能性が高いと考えられ、背面の盛土でも同様な位置で土の違いが確認されている。

石垣の根石の下に敷かれている土台木（胴木）については、敷設された部分と敷設されない部分があるとともに、敷設された部分についてもその高さに違いが認められた。また、根石の高さについても違いがある状況が確認され、これら土台木の有無や根石の高さの違いは、各大名の担当箇所と対応する可能性が考えられる。

これまでの名古屋城の石垣における調査からは、普請に参加した大名の担当箇所についての資料である町場割図と実際の石垣から、各大名が保有する石垣構築技術が観察できるとともに、慶長15年（1610）という定点における各大名間における技術の差異についても検討が可能であると考えられる。

昭和45年（1970）以後継続して石垣修復整備を行っているが、特別史跡名古屋城跡全体の石垣の現況及び崩落等の危険度等を網羅的に把握できていないため、石垣カルテの作成により現況等を把握し、適切に対応する必要がある。

なお、現在、文献、史料などで判明している石垣保存修理事業は、下表の通りである。

表4-10 石垣保存修理事業 履歴

和暦	西暦	事項
慶長19年	1614年	暴風雨のため天守台北東石垣崩壊、福島正則が修復
元和2～7年	1616～1621年	この間に二之丸堀の建造と三之丸の枳形を石垣にする許可が下りる
寛永7年	1630年	雨により崩壊した二之丸石垣修復の許可が下りる
寛文2～3年	1662～1663年	この間に土居を崩しての三之丸水道修復と堀川から三之丸巾下へ堀を築いて取水することの許可が下りる
寛文5年	1665年	破損により、二之丸多門下石垣内側5ヶ所、外側7ヶ所の修復許可が下りる
寛文9年	1669年	崩れによる御園門枳形石垣の修復と三之丸北西の水道修復の許可が下りる
寛文13年	1673年	崩れによる二之丸東門（東鉄門）外側南方の堀下の石垣修復許可が下りる
延宝7年	1679年	破損により三之丸南方の土居下の水道を修復
天和2年	1682年	崩れと孕みにより本丸惣構東北隅石垣、三之丸水道の修復許可が下りる
元禄2年	1689年	裏土崩れにより二之丸惣構東方の堀道通石垣と三之丸水道の修復許可が下りる
元禄7年	1694年	崩れによる二之丸西鉄門土橋の石垣修復許可が下りる
元禄12年	1699年	三之丸の水道修復許可が下りる
元禄15年	1702年	三之丸の水道修復許可が下りる

和暦	西暦	事項
元禄 16 年	1703 年	崩れによる二之丸東の石垣と堀の修復許可が下りる
宝永 5 年	1709 年	本丸 3 ケ所、西之丸 1 ケ所、二之丸 11 ケ所の石垣と西之丸の水道修復許可が下りる
享保 5 年	1720 年	三之丸の水道修復許可が下りる
享保 9 年	1724 年	三之丸の水道修復許可が下り、従来の木製の水道から石製の水道に造り替える
享保 12 年	1727 年	孕みと崩れにより本丸 3 ケ所、二之丸 5 ケ所の石垣修復許可が下りる
享保 13 年	1728 年	三之丸の水道修復許可が下りる
寛延 3 年	1750 年	本丸大天守台の沈下し、石垣が根本的に大修理を必要とする程度の孕みが発生
宝暦 2～5 年	1752～ 1755 年	天守台石垣の組み直しとともに大天守の大修理を行う（宝暦年間の大修理）
明治 24 年	1891 年	濃尾大地震により、本丸（内堀含め）17 面、西之丸 15 面、御深井丸 3 面に崩落、孕みが生じ、御深井丸に 1 箇所地割れが生じる
明治 43 年	1910 年	濃尾大地震により大破した榎多門（櫓門）を撤去し、南面石垣を取壊し、門両側の石垣を積み替え、その跡へ江戸城蓮池門を移築
大正 12 年	1923 年	西南隅櫓と櫓台石垣、宮内省により修復
昭和 27～ 31 年	1952～ 1956 年	戦災後の史跡保存のため大天守・小天守の天守台石垣の修復積替え
昭和 45 年	1970 年	豪雨により深井丸北側の石垣が延長約 32m にわたって崩壊したため補修整備
昭和 50 年	1975 年	塩蔵門跡（東側）石垣修復整備
昭和 51～ 52 年	1976～ 1977 年	不明門跡石垣修復整備
昭和 53～ 54 年	1978～ 1979 年	本丸東一之門跡（東側）石垣修復整備
昭和 55 年	1980 年	元御春屋門跡石垣修復整備
昭和 56 年	1981 年	東南隅櫓南二之丸境石垣修復整備
昭和 57～ 58 年	1982～ 1983 年	本丸表一之門跡（北側）石垣修復整備
昭和 59～ 60 年	1984～ 1985 年	本丸表一之門跡（南側）石垣修復整備
昭和 61～ 63 年	1986～ 1989 年	塩蔵門跡（西側）石垣修復整備
平成元年～ 3 年	1989～ 1991 年	本丸東一之門跡（西側）石垣修復整備
平成 4～5 年	1992～ 1993 年	くるみ林・塩蔵構境石垣修復整備
平成 5 年	1993 年	石垣の状況の変化についての縦断測量及び現況写真による調査
平成 6 年	1994 年	塩蔵構南面石垣修復整備 台風により二之丸東二之門跡北側石垣が崩壊したため修復整備
平成 7～8 年	1995～ 1996 年	二之丸東二之門跡北側・二之丸東面石垣修復整備
平成 9 年	1997 年	塩蔵構南面石垣修復整備
平成 10 年	1998 年	二之丸東一之門跡西面石垣修復整備
平成 11 年	1999 年	二之丸東二之門跡石垣修復整備
平成 12～ 13 年	2000～ 2001 年	不明門北東石垣修復整備
平成 14 年～	2002 年～	本丸搦手馬出周辺石垣修復整備

※昭和 50 年以降の修復整備については、施工年度を掲載

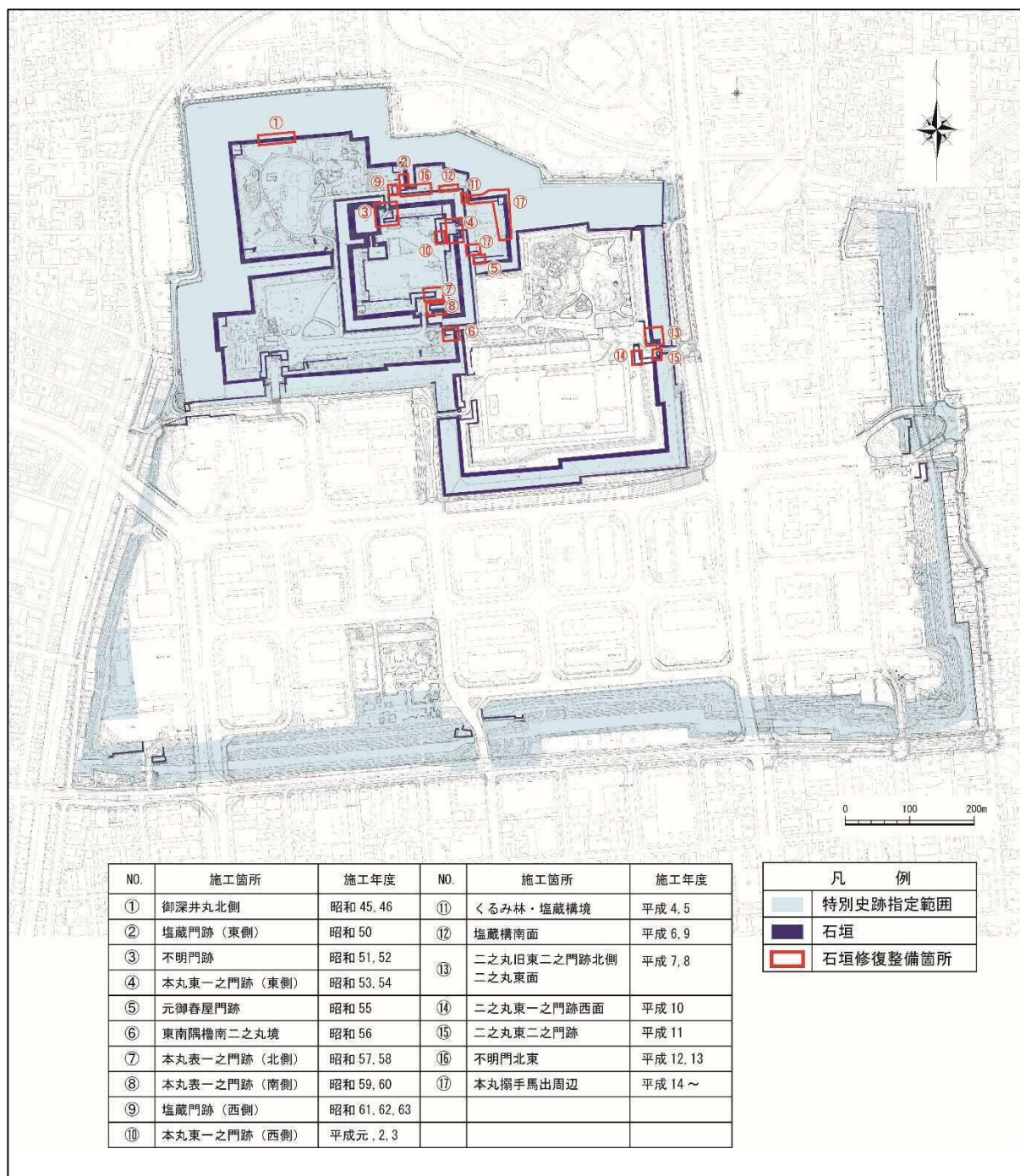
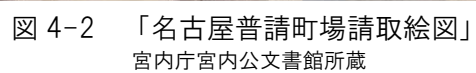
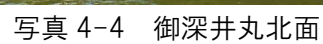
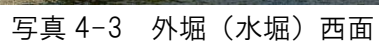
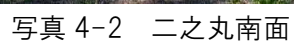
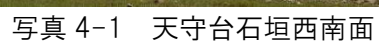


図 4-1 石垣修復整備実績（昭和 45 年（1970）以降）



(10) その他

表 4-11

名称		保存管理の現状・課題
(I) 本質的価値を構成する諸要素	補完する諸要素	旧本丸御殿障壁画 ＜重要文化財＞ ・藩政時代から貴重な美術品とみなされており、襖絵のみならず天井板絵に至るまで修理が施されてきた。 ・明治 24 年（1891）の濃尾大地震後には宮内省によって修復され、明治 26 年（1893）に名古屋離宮となった後も宮内省により定期的に修理された。 ・昭和 5 年（1930）宮内省から名古屋市に下賜され、一般に公開されたが文部省の指導により、離宮期と同じ画家により毎年定期的に点検・修理が施された。 ・太平洋戦争激化に伴い昭和 20 年（1945）3 月には襖絵・杉戸絵が乃木倉庫に、天井板絵は西南隅櫓に移され焼失を免れた。5 月の空襲後は灰宝神社に疎開された。終戦後は昭和 21 年（1946）に西南隅櫓 2 階に搬入された。現在は全点が小天守閣収蔵庫で保存管理している。 ・昭和 25 年（1950）の重要文化財指定後から未指定画面も含めた 366 面の障壁画に、剥落止めなどの修理が行われた。 ・昭和 32～33 年度（1957～1958）、昭和 43～46 年度（1968～1971）には、天井板絵全画面が修理された。 ・昭和 49 年度（1974）には杉戸絵 66 面に剥落防止修理が実施された。 ・昭和 61 年度（1986）から障壁画の修理を開始し、以降継続的に保存修理を行っている。
	金具類	・焼損金具のうち最大のものである花熨斗形釘隠は、表面のオリジナルの色調は完全に失われ、かろうじて鑿彫りの凸凹が観察できる。 ・蛍光 X 線分析にて、部材や着色法等の分析を行っている。今後検証が必要な事項について、継続して分析調査を行う必要がある。
	旧本丸御殿欄間破片	・適切な温湿度の環境における保存管理が必要である。
	史資料 （絵図、文献、古写真、実測図など）	・絵図、文献、古写真などの史資料は、名古屋市の各施設（名古屋城総合事務所、博物館、秀吉清正記念館、蓬左文庫、鶴舞中央図書館、市政資料館など）、徳川美術館、徳川林政研究所など、複数の機関で収蔵し、保存管理している。 ・適切な温湿度の環境における保存管理が必要である。

4-1-3 植栽管理状況

（1）名古屋城の植栽特性

名古屋城では築城時から現在に至るまで多くの樹木が生育している。これらの樹木の特性を把握し、現状及び課題を整理した。城内の樹木の特性は以下の通りである。

1) 遺構の保存に影響を及ぼしている植栽

石垣上の樹木等は、成長による根の進入と圧迫により積石の孕みや、樹木の倒木に伴う石垣の毀損に繋がる恐れがあるため早期に対策を講じる必要がある。



写真 4-5

根が石垣を毀損している樹木
（御深井丸西側鵜の首）

2) 城郭としての歴史的景観を阻害している植栽

城郭としての景観を形成している遺構を被覆している草本類等が遺構の顕在化を妨げているとともに、遺構への眺望を阻害している^{かんぼく}灌木類や、遠景から天守閣等への眺望を阻害している高木群等が多数見受けられる。城郭としての歴史的景観の向上を図るため、これらの植栽の維持管理方法の検討を行う必要がある。また、歴史的な景観にそぐわない外来種等の取扱いについても検討する必要がある。なお、石垣を被覆している草本類については、毎年数回除去を行っている。



写真 4-6

石垣を被覆している草本類
（二之丸埋門付近）

3) 安全性が懸念される植栽

土塁法面に傾いて植わっている樹木や、石垣上から園路や建物上に向かって植わっている樹木がみられ、これらは倒木の折に来場者に被害を与えるなどの危険性がある。また、土塁上等根上りにより通行上の支障等が発生している箇所や、園路舗装を不陸させている樹木もみられることから、来場者への安全性が懸念される植栽への対策を講じる必要がある。



写真 4-7

土塁法面に傾斜して植わっているサクラ類
（西之丸南側土塁）

4) 四季を彩る植栽

サクラ類やモミジ類などは四季ごとの特徴的な景観を形成していることから、市民に親しまれている。特にサクラ類は種類・本数とも多く、市内有数の桜の名所としての知名度も高く、市民の愛着も強い。その他ウメ・ボタンなど、四季折々の花を楽しむことができる。



写真 4-8

列植されたサクラ類
（西之丸東部）

5) 『金城温古録』等に記録された植栽

『金城温古録』等の文献や絵図から、往時の植生状況を知ることができる。特に『金城温古録』には植栽について多くの記述がある。『金城温古録』における植栽に関する記述を以下のとおり示し、植栽の位置図については資料編に掲載する。

表 4-12 『金城温古録』に記録された植栽

地区	樹種名	場所	主な記述内容
本丸	ななかまど 七竈	不明門南西	(図より)
	梅	本丸御殿北	(図より) 梅林
	松	搦手馬出東土塁	(図より) 松ノ並樹アリ
	桜	搦手馬出東土塁	(図より) 桜ハ文政二植ル
二之丸 (北)	松・榎	東御土塁	御植ものは松なり。下には榎の木多かりし也。
	紅葉	北御庭	高雄の紅葉 北御庭に有。秋に到りて楓葉紅を染む。
	梅	北御庭	難波の梅 老樹一株、北御庭の内に有り。
	萩	埋門南側	(図より)
	杉	権現山	老杉 例の土佐杉と云 森々と生繁りて、
	紅葉	埋門上	網掛の紅葉 埋御門上に楓の大木有り。
二之丸 (南)	姫小松	向屋敷矢場芝玉縁上	芝玉縁上に姫小松の並木植れり。
西之丸	榎	正門北側	老樹の榎ありて、御造営以前よりの古木也といふ。
	松	吹貫門から透門までの通り	此道半分松枝繁茂 夏日承涼
	松・杉	榎多門内屯	此内、林の所多し。(松・杉)
	梅	榎多門内屯	(図より) 梅林
	榎	大手馬出との境にあった東側土塁	少し身がましき榎とては、榎多御門内東御土居に中樹一本これ在り。
	竹	塩蔵北	竹藪 土戸内御塩蔵の北に在り。
	竹	塩蔵北竹藪の西	新竹藪 古在来竹藪の根、其西芝地へ生渡りし。
	松・杉	西側・北側土塁(鶉の首南)	御塩蔵北西御高堀内に大杉多く、松も交り、一重並有之。
	松・杉	月見櫓東側	月見櫓東へ北向御高堀内は、中程より西は松、東は杉也。
	松・杉	西側土塁(月見櫓南)	西御土居には松多くて杉少し。
御深井丸 おふけまる	松	透門北側土塁	御土居上の植木は松なり。
	杉	塩蔵構	御塩蔵構は東・北・西の三方御堀境に、杉の樹一重並あり。
	杉	御旅蔵周辺	御旅蔵の西前東後とに大杉むら立り。
	松・杉	西側石垣上、北側石垣上、塩蔵構との境の土塁上	東御土居の上、北西高堀内の内に大杉一重並あり、間松も交ざりし。
	松・杉	南側土塁	南御曲輪土居の上は西端に大杉あり。其れより東端迄之内に松生たり。
	柿・栗	御深井丸内	御深井丸広庭の内に、柿・栗の大樹、所々に在し。
	胡桃	御深井丸内	御深井丸広庭の内に、又、胡桃の樹多く、

(2) 各地区における植栽管理の現状・課題

■本丸

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、表門枡形石垣上や東北隅櫓台・東門枡形石垣上、西側多聞櫓台石垣上、その他大手馬出石垣上に植わっている樹木が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽として、内堀や大手馬出の石垣には草本類が被覆し石垣の顕在化を妨げており、搦手馬出に接する内堀にも草本類が繁茂し堀の顕在化を妨げている。また、東北隅櫓の櫓台下西側は変電設備がありフェンスで囲われているが、繁茂した樹木が東北隅櫓跡へ登る雁木^{がんぎ}への見通しを遮っている。曲輪南側のクロマツ群は平成 26 年度（2014）に剪定しているが、強剪定により樹形が乱れているものが見受けられる。内堀に沿って植えられた灌木は補植されていない箇所が多数あり、搦手馬出内西側の植栽帯はクロマツやスギ等の樹木の密度が高いため辺りを暗くしている。

来場者の安全性が懸念される植栽として、表門枡形石垣上には園路へ向かって植わっているクロマツがあり、倒木や落枝等による来場者への危険性が懸念される。大手馬出南側の土塁上には根上りしているクロマツ等が多数あることから通行上の支障等が懸念される。また法面には傾斜して植わっている樹木があり、倒木の折の来場者への危険性が懸念される。

四季を彩る植栽としては大手馬出南側に西之丸からつづくサクラ類の列植がある。また、不明門南にはツバキがあり 4 月から 5 月にかけて白い花を咲かせる。

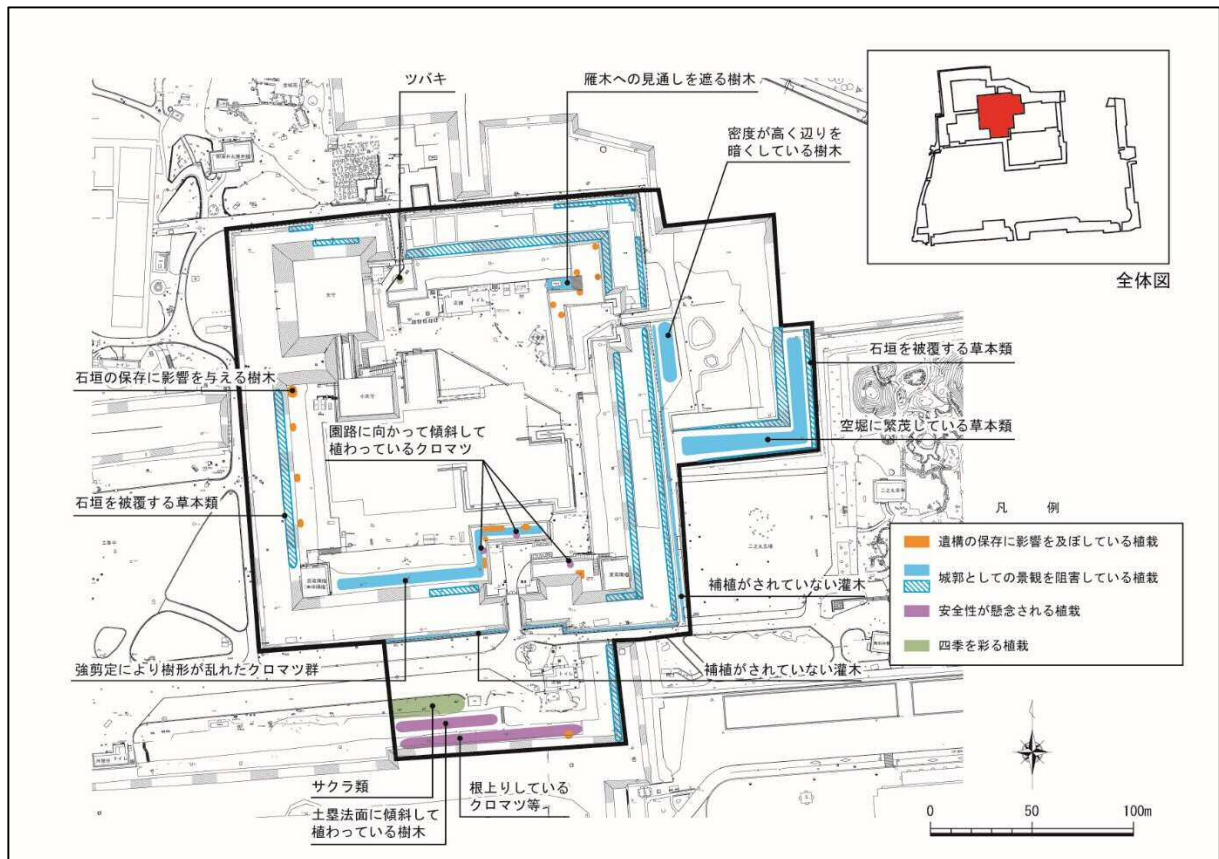


図 4-3 本丸の植栽管理状況



写真 4-9
石垣の保存に影響を与える樹木
（東北隅櫓台）



写真 4-10
石垣を被覆している草本類
（不明門より東側内堀）



写真 4-11 石垣を被覆している草本類
（大手馬出東側）



写真 4-12 空堀に繁茂している草本類
（搦手馬出南）



写真 4-13
強剪定により樹形が乱れている
クロマツ群（曲輪南側石垣上）



写真 4-14 補植されていない灌木
（東南隅櫓東）



写真 4-15
密度が高く辺りを暗くしている
樹木（クロマツ・スギ）
（搦手馬出）



写真 4-16
園路に向かって植わっている
クロマツ（表門枳形石垣上）



写真 4-17
根上りしているクロマツ
（大手馬出跡南側土塁上）



写真 4-18
土塁法面に傾斜して植わっている樹木（大手馬出南側土塁）



写真 4-19
ツバキ
（不明門南）

■二之丸(北)

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、主に曲輪北側の石垣上に植わっている樹木には石垣の保存に影響を与えているものが見受けられるとともに、南蛮練堀の保存に影響を与えている樹木も見受けられる。

城郭としての景観を阻害している植栽としては、外堀（空堀・水堀）に面した石垣に草本類が被覆し石垣の顕在化を妨げており、特に埋門跡付近は草本類の繁茂が顕著であることから遺構の存在を認識し難い状態となっている。

四季を彩る植栽が多く梅林やボタン園、シャクヤク園、ツバキ園、藤棚、アジサイ・モミジの列植など様々な植栽がみられるほか、サクラ類が点在しており、それぞれの季節に来場者を楽しませている。

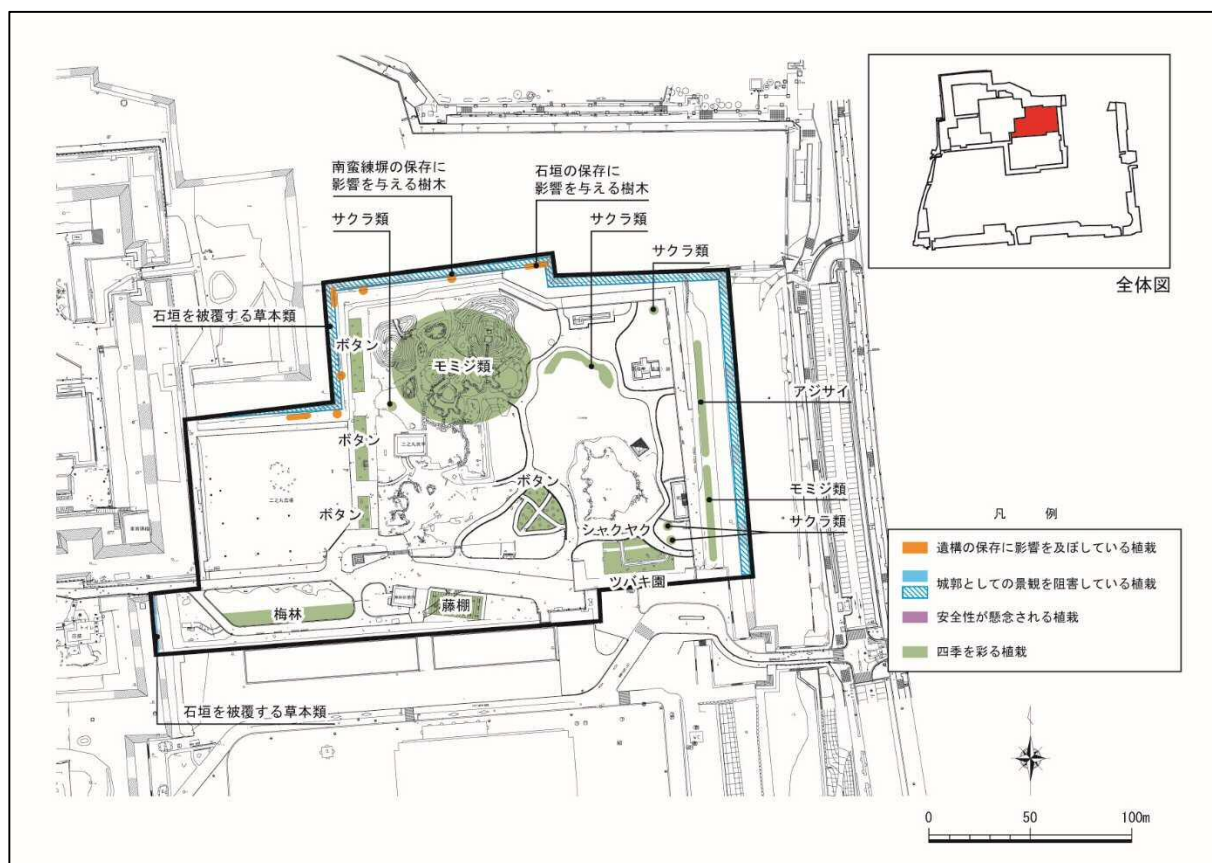


図 4-4 二之丸(北)の植栽管理状況



写真 4-20
石垣の保存に影響を与える樹木
（二之丸北西角）



写真 4-21
石垣表面を被覆する草本類
（埋門跡周辺）



写真 4-22
梅林
（二之丸広場南）



写真 4-23 ポタン
（ポタン園）



写真 4-24 シャクヤク
（東入口北東）



写真 4-25 藤棚
（東入口）



写真 4-26 アジサイ
（東側園路沿い）



写真 4-27 モミジ類
（北御庭）



写真 4-28 サクラ類
（東庭園）

■二之丸(南)

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、曲輪東・南・西側の石垣上や二之丸大手門枡形石垣上に植わっている樹木に、石垣の保存に影響を与えるものが見受けられる。

城郭としての景観を阻害している植栽として、外堀（空堀）に面する石垣は全体的に草本類が被覆し石垣の顕在化を妨げており、土塁上は全体的に維持管理されておらず樹木が繁茂した状態である。二之丸大手門北側の植栽帯にも樹木が繁茂しており、その西側に残る刻印が鮮明な多聞櫓台石垣への見通しを遮っている。

四季を彩る植栽として曲輪西側から南側にかけての土塁上にはサクラ類が多く植わっており、春には外堀（空堀）からの景観を彩っている。

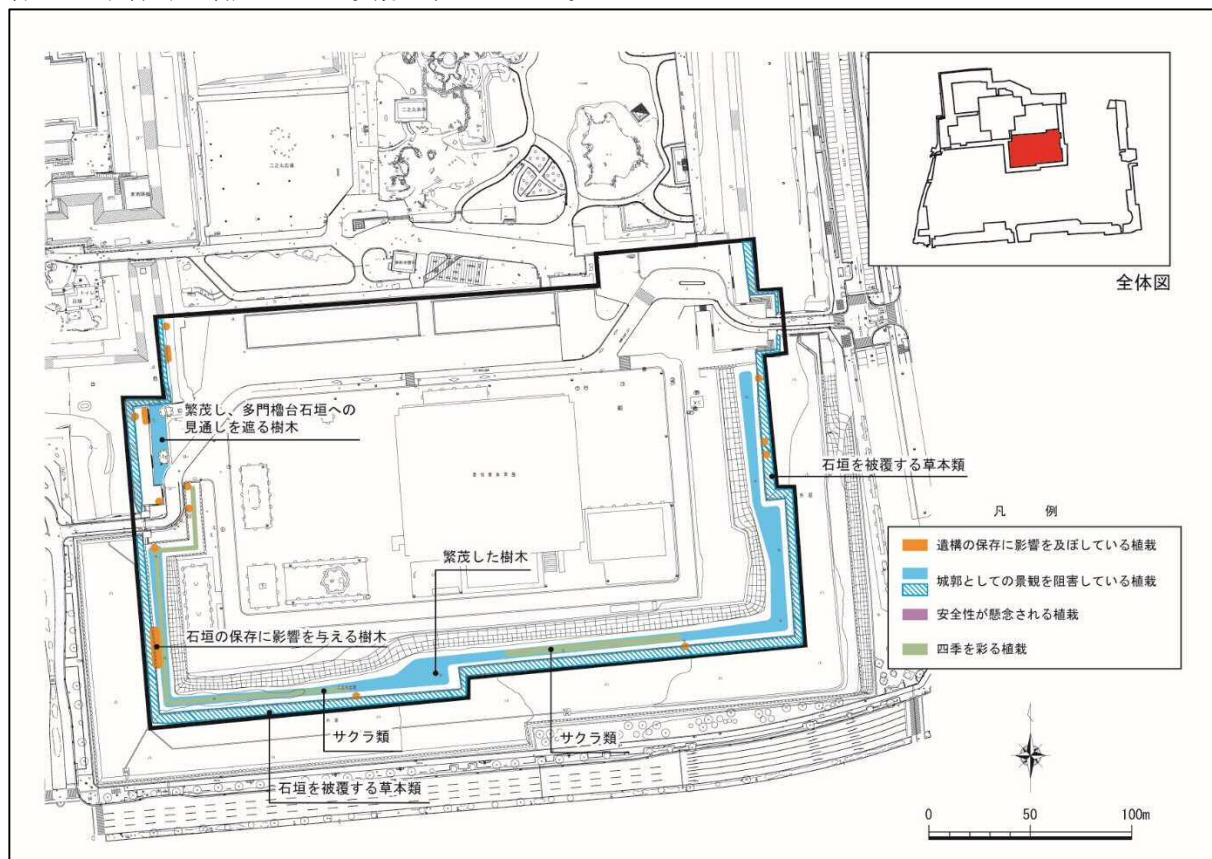


図 4-5 二之丸(南)の植栽管理状況



写真 4-29
石垣の保存に影響を与える樹木
(西側多聞櫓台石垣)



写真 4-30
石垣を被覆する草本類
(南側石垣)



写真 4-31
維持管理されず繁茂した樹木
(南側土塁)



写真 4-32 多聞櫓台石垣への見通しを遮る樹木
(大手門二之門北)

■西之丸

天然記念物指定である名古屋城のカヤは『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告書及び保存計画』に基づいて維持管理を行っている。

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、^{えのきだ}榎多門枳形周辺や曲輪西側・北側の石垣上に植わっている樹木が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽として、他地区と同様に外堀（空堀・水堀）に面する石垣には草本類が被覆しており石垣の顕在化を妨げている。また、内堀沿いの^{かんぼく}灌木が補植されていない状態であるとともに、正門土橋手前の灌木は背丈が高く堀や石垣への眺望を遮っている。

安全性が懸念される植栽として、南側の土塁上には本丸大手馬出同様にクロマツ等の根上りが生じており通行上の支障等が懸念されるとともに、土塁法面に傾斜して植わっている樹木は倒木等による来場者への危険性がある。総合案内所南の石垣上には建物上に向かって植わっている樹木が倒木や落枝等の危険性がある。また、売店建物南側ではクスノキの根上りにより園路の舗装に不陸が生じており通行上の支障となっている。

四季を彩る植栽として内堀西側に梅林があるほか、月見櫓跡から正門（^{えのきだ}榎多門）にかけての土塁上と西之丸東部にサクラ類の列植があり、城内外の景観を彩っている。

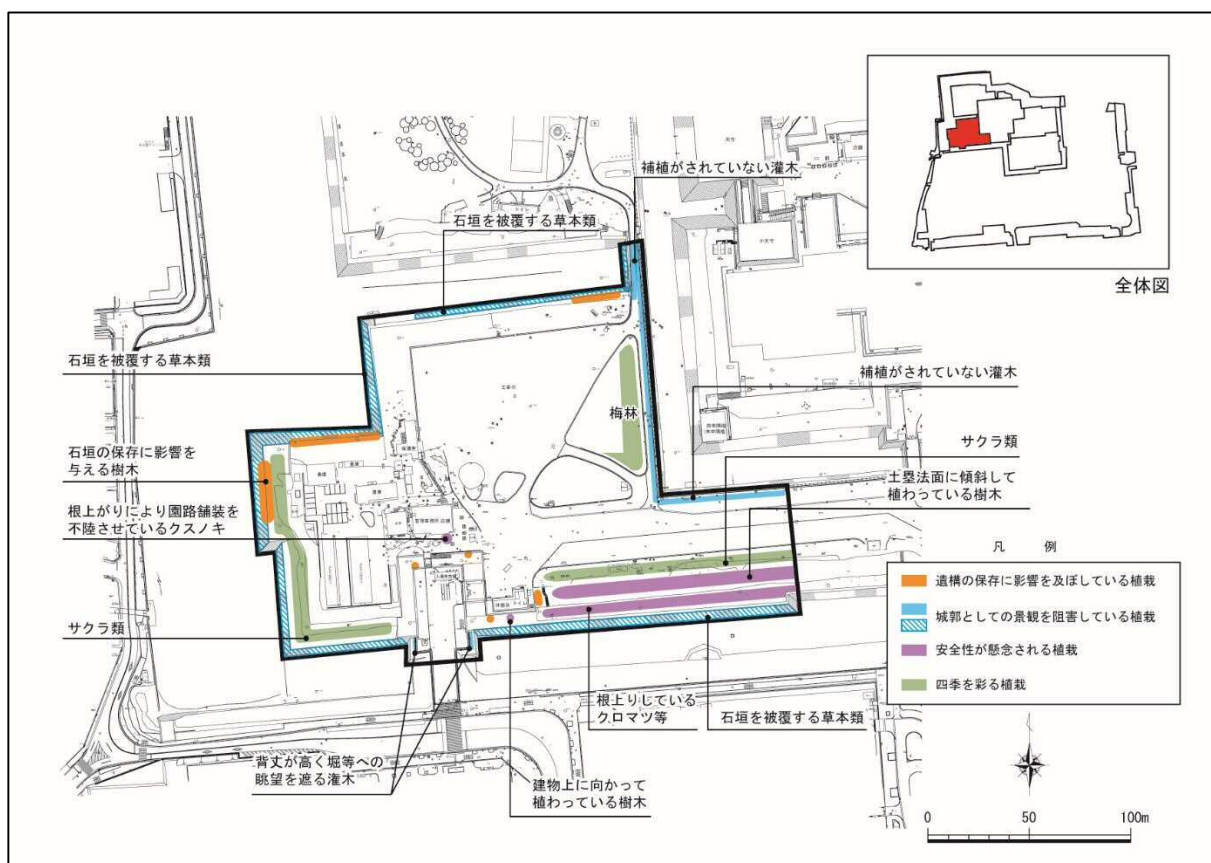


図 4-6 西之丸の植栽管理状況



写真 4-33 石垣の保存に影響を与える樹木
(月見櫓跡東石垣上)



写真 4-34 石垣を被覆する草本類
(西側石垣)



写真 4-35 補植されていない灌木
(内堀外周)



写真 4-36 背丈が高く石垣・堀への眺望を遮る灌木(正門(榎多門)南)



写真 4-37
根上りが生じているクロマツ
(南側外堀沿い)



写真 4-38
土塁斜面上に傾斜して植わっているサクラ類等(南側土塁)



写真 4-39
建物上に向かって植わっている樹木
(総合案内所南石垣上)



写真 4-40
園路舗装の不陸を生じさせている
クスノキ(売店・飲食店南)



写真 4-41 梅林
(西之丸北部)



写真 4-42 列植されたサクラ類
(西之丸東部)

■御深井丸

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、曲輪南・西・北側に石垣の保存に影響を与える樹木が点在しているほか、塩蔵構西・北側の石垣上の竹林が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽として、外堀（水堀）に面する石垣には草本類が被覆しており石垣の顕在化が妨げられているとともに、他地区同様に内堀沿いの灌木が補植されていない状態である。西北隅櫓東側ではクスノキ等の樹木の密度が高いため辺りを暗くしており、乃木倉庫周辺ではサクラ類の密度が高く枯損木が多くみられる。また、南側・北側の堀に近い箇所の樹木の繁茂により堀から天守閣への眺望が遮られている。茶庭付近では景観の改善等を目的とし、平成28年（2016）7月に枯損木等の樹木の伐採・剪定を実施した。

四季を彩る植栽としては全体的にサクラ類が点在しているが、御深井丸展示館前にはひときわ大きなサクラ類（ヤエベニシダレ）が植えられている。そのほか茶席群南にはモミジ類が多く、資材置場南には藤棚があり、それぞれの季節に来場者を楽しませている。

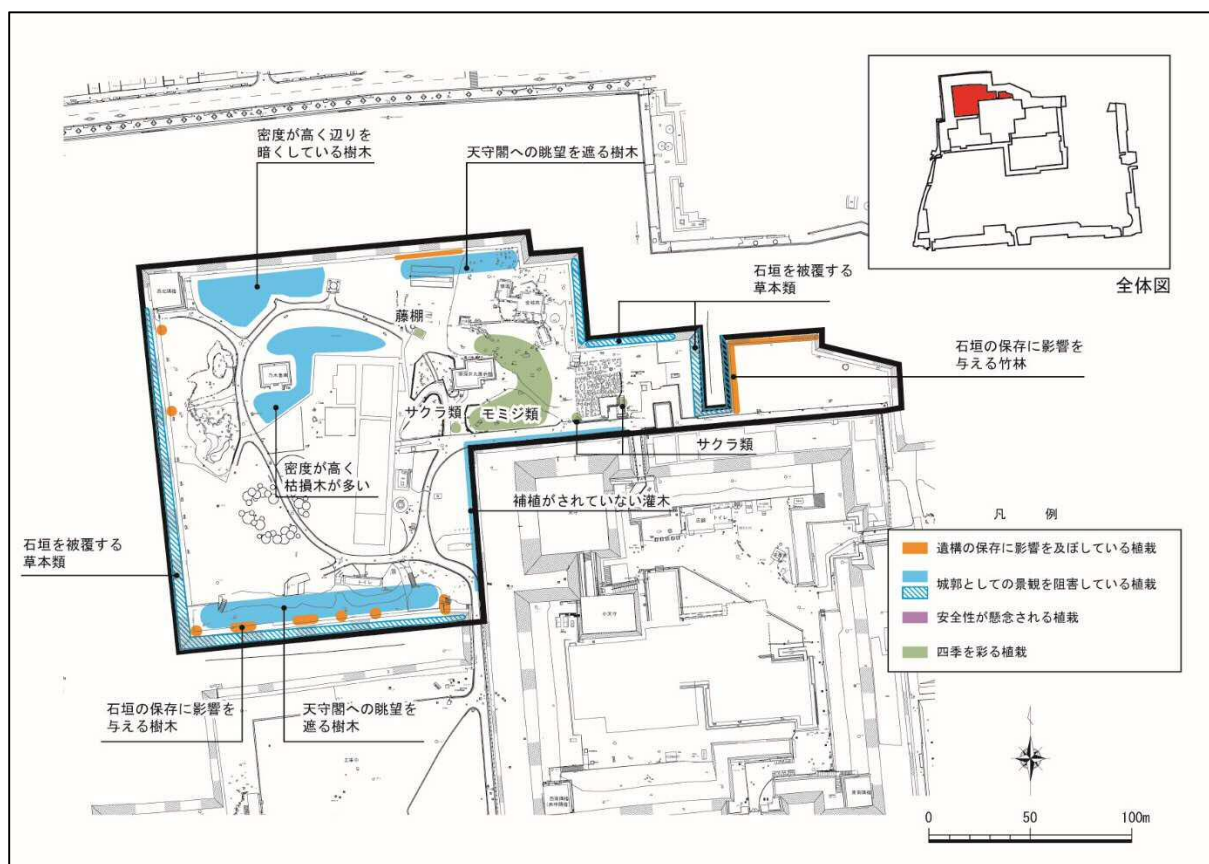


図4-7 御深井丸の植栽管理状況



写真 4-43
石垣をき損している樹木（アキニレ）
（西側塙の首）



写真 4-44
石垣を被覆する草本類
（茶席群外堀沿い）



写真 4-45
補植がされていない灌木
（内堀外周北側）



写真 4-46
密度が高く辺りを暗くしている樹木
（西北隅櫓東側）



写真 4-47
密度が高く枯損木が多いサクラ類
（乃木倉庫周辺）



写真 4-48
天守閣への眺望を遮る高木植
栽群（北側堀から眺める）



写真 4-49
天守閣への眺望を遮る樹木
（塩蔵構北西を眺める）



写真 4-50 モミジ類
（茶席群前）

■外堀（空堀）

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、二之丸大手門土橋北の石垣上に植わっている樹木が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽として、大部分の石垣には草本類が被覆しており土塁・堀にも草本類が繁茂している。二之丸大手二之門から南側、二之丸の東南隅から二之丸東門跡の堀に沿って植わっている灌木は背丈が高く、歩道からの堀や石垣への眺望を遮っている。

四季を彩る植栽として西之丸南側の堀上にはサクラ類の列植があり、例年開花時期には城外からの景観を彩っている。

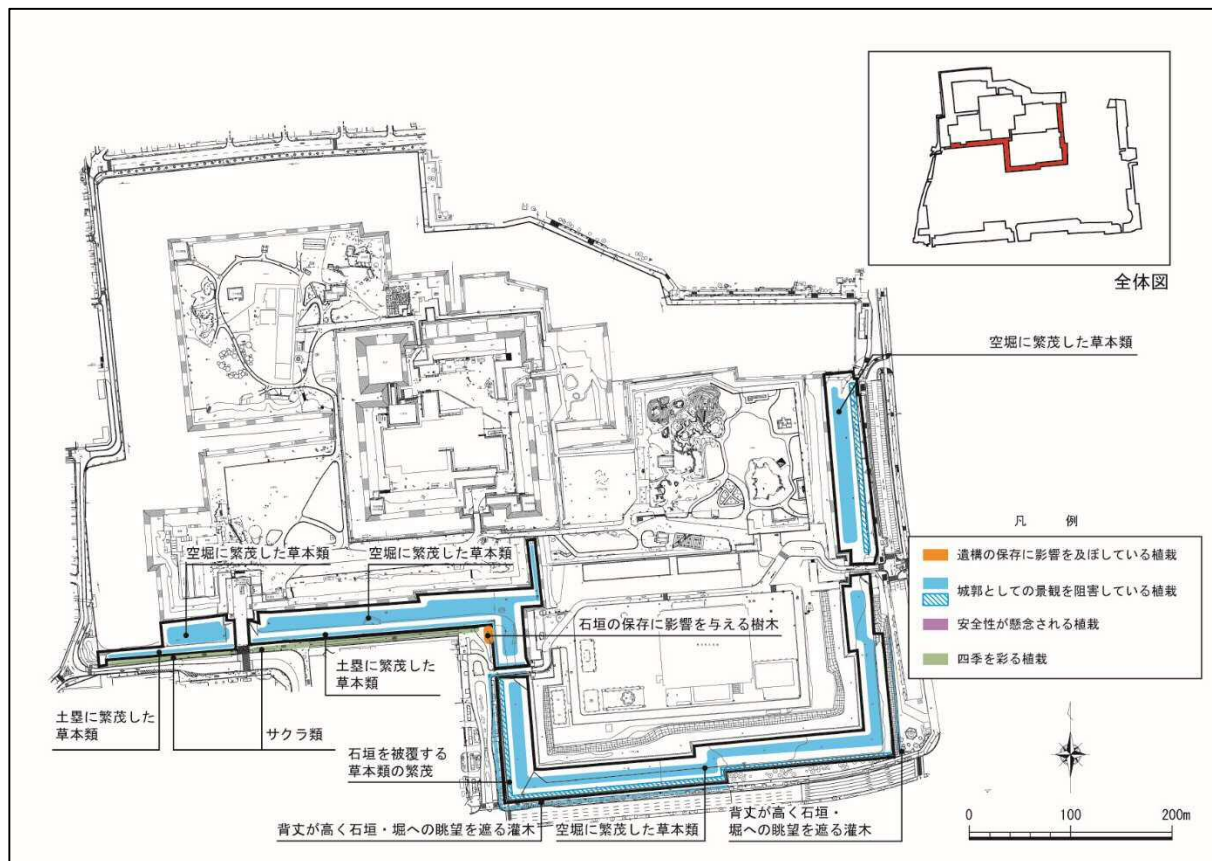


図 4-8 外堀（空堀）の植栽管理状況



写真 4-51
石垣の保存に影響を与える樹木
（二之丸大手門土橋北）



写真 4-52 堀に繁茂した草本類
（西之丸南）



写真 4-53
背丈が高く堀・石垣への眺望を
遮る灌木（二之丸南）



写真 4-54 列植されたサクラ類
（西之丸南西）

■外堀（水堀）

城郭としての景観を阻害している植栽として、北東部の堀に草本類が繁茂し、^{はばした}市下門跡北西の土塁にも草本類が繁茂している。また、御深井丸の北側の灌木としてアベリアが植わっているが、^{あふけまる}外来種であることから歴史的景観を考慮した今後の取扱いについて検討する必要がある。

四季を彩る植栽として御深井丸北側の歩道にはサクラ類が植えられている箇所があるほか、塩蔵構東から二之丸西にかけての堀対岸にサクラ類の列植があり、城外からの景観を彩っている。

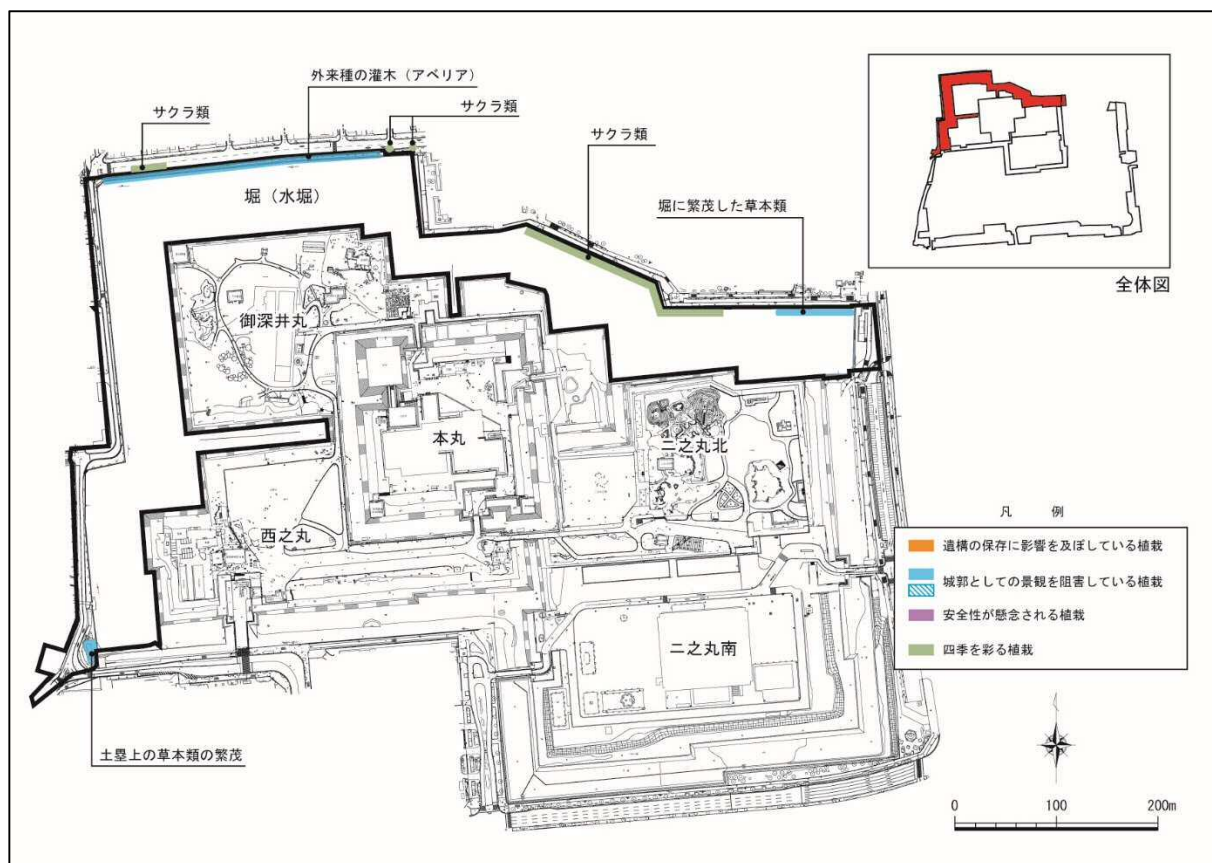


図 4-9 外堀（水堀）の植栽管理状況



写真 4-55 堀に繁茂した草本類
（二之丸北東）



写真 4-56 外来種の灌木（アベリア）
（御深井丸北側）

■三之丸外堀

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、^{はばした}巾下門跡・本町門跡・東門跡の各枡形石垣上に植わっている樹木が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽は、三之丸外堀の土塁・堀には全体的に樹木・草本類ともに繁茂している状態がみられる。巾下門跡・^{みその}御園門跡・東門跡の枡形石垣にも草本類が被覆しており石垣の顕在化を妨げている。

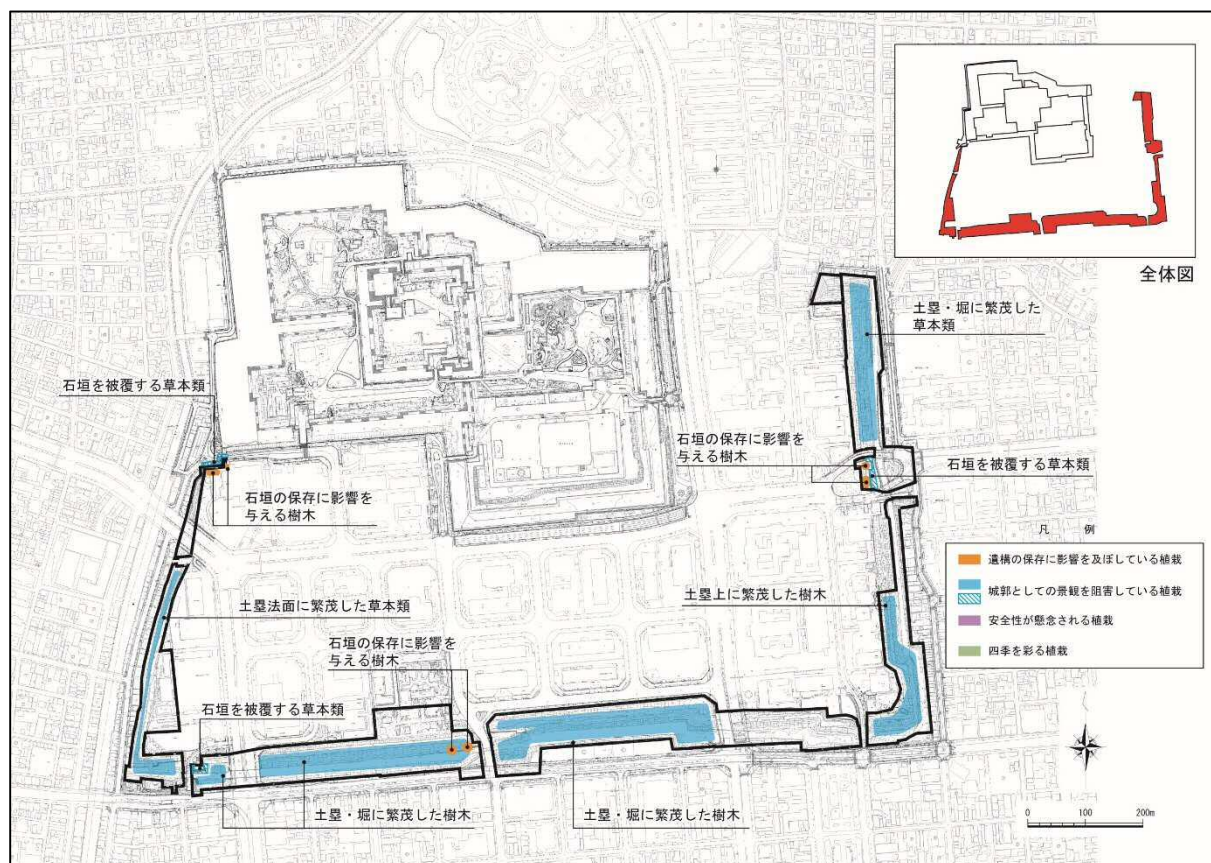


図 4-10 三之丸外堀の植栽管理状況



写真 4-57
石垣に影響を与える樹木
(巾下門枡形石垣)



写真 4-58 土塁に繁茂した草本類
(三之丸南西角土塁)



写真 4-59 土塁・堀に繁茂した樹木・草本類 (御園橋東)



写真 4-60 石垣を被覆する草本類
(御園門枡形石垣)



写真 4-61
土塁・堀に繁茂した樹木・草本類
(本町橋東)



写真 4-62
土塁・堀に繁茂した草本類
(東門跡北)

4-1-4 現状変更等の取扱状況

文化財保護法第125条第1項により「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と規定されている。

これらの行為に関し、二之丸庭園については『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年（2013））』において取扱方針を定めているが、特別史跡全体を対象とした現状変更等の取扱方針は定めていない状況であることから、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく保存・活用事業を推進していくため、特別史跡指定地全体の現状変更等の取扱方針を定める必要がある。

4-1-5 周辺環境の保全状況

特別史跡名古屋城跡の周辺地域には、名古屋城に関連する歴史資産が点在している。現状の保全等の現状・課題を以下に示す。

（1）特別史跡名古屋城跡に近接する周辺地域

■名城公園北園の保全状況

- ・特別史跡指定地外の名城公園区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地（2-2-4（2）2）参照）ではなく、土地の掘削等を行う場合であっても届出は不要であるため、発掘調査等が行われた記録がない状態である。
- ・かつて下御深井御庭^{したおふけおにわ}として庭園や御茶屋、薬草園等があったことから、これらが地下遺構として現存している可能性がある。
- ・下御深井御庭に関する史資料調査等を推進し、新たな歴史的事実の解明を図る必要がある。
- ・名城公園北園からは、外堀（水堀）を隔てて名古屋城への眺望を楽しむことができる眺望点がいくつも存在しているが、繁茂した植栽等が眺望景観を阻害している箇所がある。

■三之丸の特別史跡指定地外の保全状況

- ・官庁街となっているが、武家屋敷が建ち並んでいた基盤目の形状が残っている。
- ・三之丸の全域が周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、土地の掘削等を行う場合は、届出が必要となっており、現在までに20箇所以上の発掘調査が行われている。
- ・発掘調査により発見された遺構等は調査報告書に記録されている。
- ・歴史上重要な遺構等が発見されているが、土地の公有化等が行われた例はない。
- ・三之丸庭園については、明治14年（1881）に二之丸庭園から持ちだされた石橋や手水鉢、石組などの形状は保持されていることから、庭園の背景となっている特別史跡指定地内の土塁とともに庭園全体としての維持管理を行う必要がある。

（2）歴史的関連性を有する広域の周辺地域

■周辺地域に残る名古屋城関連諸要素の保全状況

- ・文化財等に指定されているものは、文化財保護法等により適正に保存管理を行っており、その他個別の保存管理方法やまちづくり計画等に準じた保全を図っている。
- ・那古野神社、若宮八幡宮などの神社や近代遺構である第三師団赤煉瓦塀は、公的な計画での保存管理は行っていない状況である。
- ・名古屋城の関連遺構として適切な維持保全が図られていない状況であっても、土地所有者や施設管理者へ保全方法の改善を求めることはしていない。
- ・土地所有者及び施設管理者等との調査研究の連携体制が整っていない。

4-1-6 周辺環境の景観形成状況

名古屋城は平坦な地形上にあるまちの重要なランドマークであるとともに、名古屋の歴史を伝える重要な歴史的景観を形成している。

しかし、史跡指定地の隣接地域からは、^{かんぼく}灌木等の繁茂により石垣等の遺構が見えにくい状態になっている箇所が存在している。また、戦後は経済成長とともに市街地化や建築物の高層化などが進められてきた地域であり、それらが景観阻害要素となり、周辺からの名古屋城への眺望が確保できていない状況が見受けられる。また、天守閣からの眺望についても、空間的な広がりや景観的まとまり、山並みや稜線等の遠景が阻害されないよう保全を図る必要がある。



写真 4-63 灌木の背丈が高く石垣が見えない
（二之丸西空堀付近）



写真 4-64 灌木が繁茂し石垣・堀が見えない
（二之丸南東空堀付近）



写真 4-65 樹木が眺望景観を阻害している
（外堀（水堀）北側から撮影）



写真 4-66 建築物の高層化により
天守閣からの眺望が阻害されている

4-1-7 特別史跡追加指定等

二之丸及び三之丸北東土塁の特別史跡未告示区域は、昭和 52 年（1977）に、文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、告示されず現在に至っている。

二之丸北部では、昭和 51 年（1976）に名古屋市教育委員会による発掘調査が実施され、北御庭の園池東端、東御庭の霜^{そうけつ}傑跡、暗渠、さらに南池跡などの庭園遺構が検出され、『御城御庭絵図』に描かれた庭園の一部が地下に保存されていることが確認されている。三之丸北東では、他の指定地と同様の土塁が存在している。これらの遺構は、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する要素であることから、適切に保存していくために、未告示区域の解消に向けて取り組む必要がある。また、二之丸庭園では、昭和 28 年（1953）に北御庭の一部と前庭が名勝に指定され、平成 30 年（2018）には二之丸庭園全体^{むこう}の区域が名勝に追加指定された。

二之丸の南側にはかつて向^{むこう}屋敷があり、馬場や矢場として利用されていたが、昭和 39 年（1964）に愛知県体育館が建設され現在に至っている。この区域には愛知県体育館が建っていることもあり、往時の姿を偲ぶことができない状態であるため、愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転とともに、未告示区域の解消に向けて取り組む必要がある。

また、未告示区域とは別に堀や土塁等の遺構が残存するにも関わらず、特別史跡未指定となっている箇所が存在している。これらの土地が指定されなかった経緯は、分合筆や町名変更等によるものも含まれるが、指定当初から未指定となっている土地もあり、不明確な点が多い。これらの土地についても測量調査等により指定地の確定を行った上で、特別史跡追加指定を行う必要がある。

特別史跡名古屋城跡の指定地には、三之丸北側の土塁や外堀（水堀）外縁部など、指定後に行われた所有者変更、分筆、戦災復興土地区画整理事業に伴う分合筆、昭和43年（1968）に行われた名城地区の町名変更などにより一部範囲の不明確な箇所があるため、特別史跡指定範囲の確定を行っていく必要がある。

二之丸について、旧名勝指定範囲内は文部科学省所有であり、それ以外の部分は財務省の所有となっている。また管理区分においては、二之丸(南)（無料区域）は、愛知県が管理者となっている。三之丸外堀は、一部民有地となっている他、名古屋市、文部科学省、財務省、国土交通省、愛知県など様々な所有区分となっている。所有者及び管理者が異なることにより、保存状況や維持管理状況に差異が生じないように、特別史跡指定地内の保存管理についての共通認識を醸成させる必要がある。

4-1-8 公有化等の状況

第2章2-1-4で示したとおり、特別史跡指定地のほとんどが本市をはじめ、文部科学省、財務省、国土交通省などの所有区分となっている。

しかし、指定地の一部は現在も民有地となっていることから、公有化の検討を行う必要がある。

三之丸外堀内の名古屋鉄道瀬戸線用地であった箇所は、平成23年（2011）に分筆され、翌24年（2012）に公園用地及び道路用地として25筆が名古屋市に、三の丸の1筆が国土交通省（名古屋国道事務所所管）へ（株）名古屋鉄道より寄贈されたが、三之丸東側土塁の一部等の鉄道用地として必要な部分は、現在も（株）名古屋鉄道の所有となっている。

現在、水堀西側一部のホテルナゴヤキャッスル駐車場として利用されている土地は、昭和7年（1932）の史跡指定時には、三之丸^{はばした}下門の枳形を構成する土塁の一部が残存していたため指定されたものと考えられている。この土地は昭和49年（1974）に保存登記がされた後、昭和51年（1976）に土地交換により所有権が名古屋市から毎日名古屋会館に移動した。その後、昭和52年（1977）に、売買によりホテルナゴヤキャッスルの所有となった。

愛知縣護国神社の所有となっている土地は、昭和7年（1932）の史跡指定時には、名古屋市の所有地であったが、昭和16年（1941）に護国神社に売渡したため、所有権が移動し、現在に至っている。

丸の内中学校用地となっている土地は、昭和7年（1932）の史跡指定時には、日本放送協会が所有しており、昭和35年（1960）には、名古屋市に所有権が移動した。指定時以降分合筆した形跡がなく、昭和43年（1968）に町名のみ変更されている。

4-1-9 保存の現状・課題の整理

4-1-2 から 4-1-9 までの現状・課題を踏まえ、以下に保存における課題を整理する。

■現存遺構等の保存管理方法

これまで現存遺構等は順次修復整備等を行ってきたが、具体的な保存管理方法は定めていない状況であるため、保存状況に応じた適切な保存管理方法を定め、適切かつ厳格な保存管理を行う必要がある。

■植栽管理方針

城内には遺構の保存や顕在化に影響を及ぼしている植栽や城郭としての景観を阻害している植栽等があるが、これらを管理する植栽管理の方針を定めていない状況であることから、城跡としての風致を維持するため城跡全体の植栽管理方針を定める必要がある。

■現状変更等の取扱方針・基準

現在は、二之丸庭園のみ名勝庭園としての風致景観の保全及び遺構の保存を前提とした現状変更等の取扱方針を定めているが、特別史跡指定地全体については定めていない状況である。また、現状変更等の取扱基準についても定めていないため、今後の保存・活用事業を円滑に進めるために、特別史跡全体の現状変更等の取扱方針・基準を定める必要がある。

■周辺の歴史的環境の保全と景観形成

特別史跡名古屋城跡周辺にはかつて指定地とともに城を形成していた名城公園北園や三之丸地区があり、名古屋城に関連する遺構等が残されている。また、名古屋城に関連する歴史資産は広域的に点在しており、これらを保全していく必要があるとともに、周辺地域においては名古屋城を中心とした景観形成を行うことで、地域一体として歴史的価値を高めていく必要がある。

■特別史跡指定地の追加指定等

名古屋城の遺構が存在するにも関わらず特別史跡未告示区域、未指定区域となっている箇所がある。これらの遺構を適切に保存するために、未告示区域の解消及び追加指定等に向けた取組みを推進する必要がある。

■特別史跡指定地内の公有化

特別史跡指定地の大部分が本市をはじめとした公有地となっているが、一部民有地が存在している。指定地内の保存を一体的なものとするため、民有地の公有化について検討する必要がある。

4-2 活用における現状・課題

4-2-1 公開

（1）特別史跡名古屋城跡の公開状況

1) 公開範囲

特別史跡名古屋城跡は整備区域等を除き一般に公開しているが、堀や一部を除いた土塁等は立入り禁止としている。本丸・二之丸(北)・西之丸・御深井丸^{おふけまる}を有料区域、二之丸(南)・三之丸外堀等を無料区域としているが、来場者は主に有料区域内のみの観覧に留まっており、無料区域を含めた特別史跡名古屋城跡の全体像を伝えられていない状況である。

二之丸(南)には重要文化財に指定されている二之丸大手二之門があるが、無料区域に位置していることもあり、遺構の存在が認識され難い状況となっている。また、同地内には城跡にはふさわしくない愛知県体育館が建っていることや、外堀（空堀）・三之丸外堀を含めた無料区域全体として石垣や土塁に樹木や草本類が繁茂している状況から、城跡として認識され難い状況となっている。

かつての名古屋城の広大な全体像を伝えるためには、有料区域の範囲設定の見直しや無料区域を含めた特別史跡名古屋城跡全体としての公開環境についての整備の検討を行う必要がある。

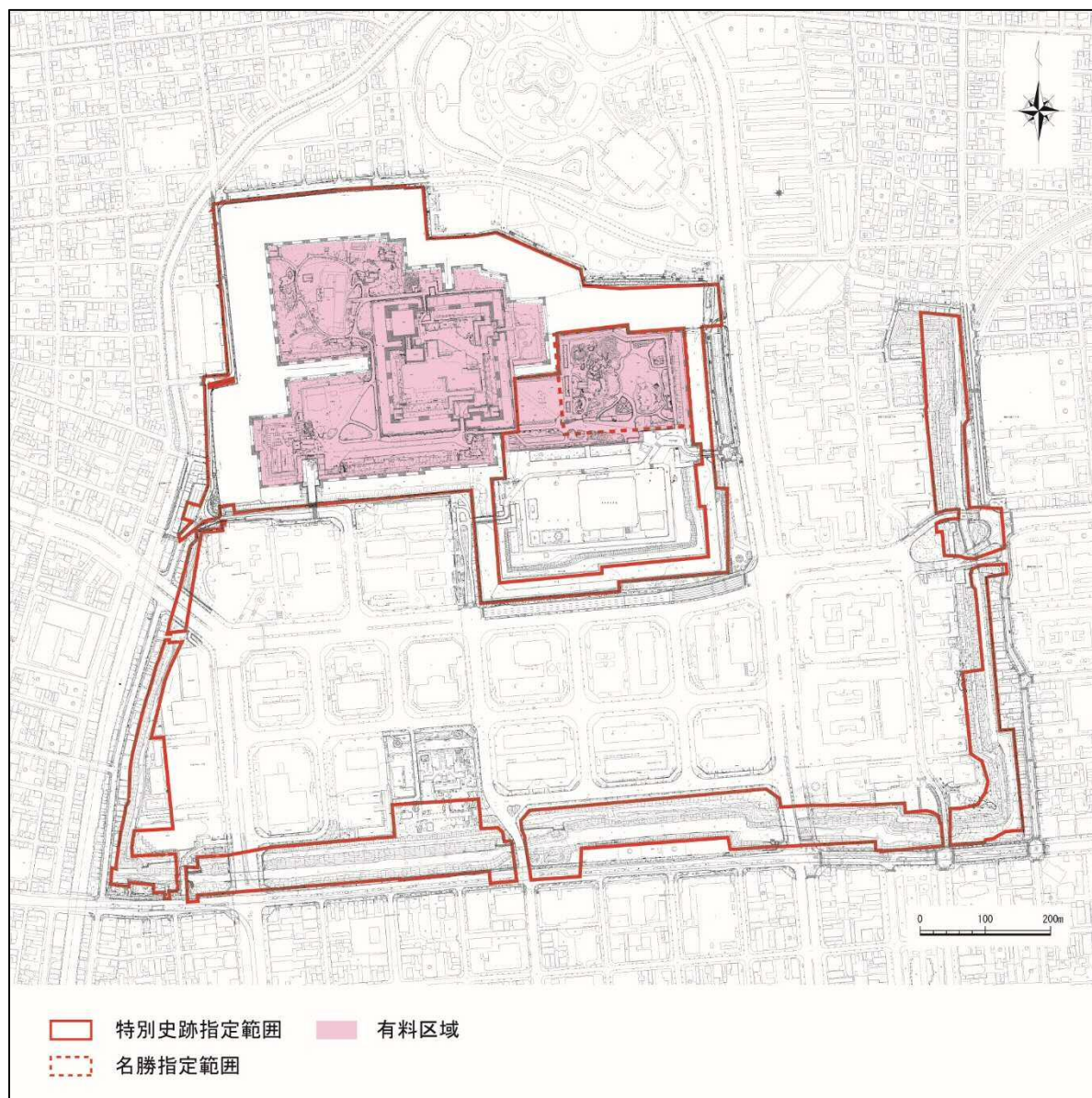


図 4-11 特別史跡名古屋城跡の有料区域

2) 来場者の状況

名古屋城の入場者数は平成28年度（2016）で約192万人であり、全国の城跡のなかでは大阪城・天守閣、姫路城に次ぐ入場者数である。

名古屋城では平成25年度（2013）から入場者数が増加傾向にあり、同年5月からの本丸御殿表書院・玄関の公開、平成28年度（2016）の対面所・下御膳所の公開と、それに付随した催しなどが増加の要因であると推察できる。

表4-13 全国の城郭入場者数の推移（平成28年度の入場者数が多い順）

（単位：人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
大坂城天守閣	1,368,058	1,407,398	1,512,081	1,555,338	1,838,354	2,337,813	2,557,394
姫路城	457,588	610,505	710,846	880,546	918,643	2,867,051	2,112,189
名古屋城	1,517,727	1,414,769	1,472,305	1,657,370	1,641,787	1,740,178	1,919,479
元離宮二条城	1,572,748	1,432,668	1,499,010	1,629,631	1,656,878	1,777,137	1,904,202
首里城	1,674,924	1,680,539	1,753,386	1,732,876	1,813,274	1,875,838	1,886,239
松本城	852,438	930,918	867,091	840,726	892,962	949,430	990,373
小田原城	393,995	411,240	459,548	430,475	502,330	148,414	775,406
彦根城	719,254	813,478	739,161	735,201	741,246	817,100	774,720
上田城	156,160	148,913	149,352	120,887	144,723	271,980	615,911
若松城天守閣	473,961	492,136	593,870	917,971	591,283	634,314	584,094

（2）現存遺構等の公開状況

1) 石垣・土塁・堀等の公開状況

石垣・堀・土塁は一部を除いて立入り禁止としているが、堀端等から眺めることは可能である。

しかし「4-1-3 植栽管理状況」で述べたとおり、^{かんぼく}灌木や草本類により眺望が遮られている箇所や遺構自体への草本類の被覆・繁茂により、遺構の全容を見ることができない箇所が多数あることから、適切な維持管理によって眺望確保や顕在化を図る必要がある。



写真 4-67 二之丸南側外堀

2) 地下遺構の公開状況

発掘調査により出土した地下遺構の公開も行っている。二之丸（北）では発掘調査により明らかとなった北暗渠跡を露出展示している。

地下遺構は地上に表出している遺構と同様に往時の名古屋城の姿を現代に伝える遺構であることから、今後の発掘調査において新たな遺構が発見された際には露出展示等の公開を積極的に検討していく必要がある。



写真 4-68 北暗渠跡

3) 現存建造物等の公開状況

重要文化財に指定されている本丸表二之門・旧二之丸東二之門・二之丸大手二之門は通常開門しており、自由に通行することができる。

また同じく重要文化財である東南隅櫓・西南隅櫓・西北隅櫓、国登録有形文化財である乃木倉庫などの建造物遺構は通常は内部を非公開としているが、例年開催している季節のイベント等に合わせて特別公開を行っている。

これらは期間限定の公開に留まっていることから、より多くの来場者が観覧できるよう建造物の保存状況等を踏まえた期間の拡大や、観覧の際に遺構の価値が理解しやすいような観覧環境の充実を図るなど公開方法について検討する必要がある。

（3）復元建造物等の公開状況

1) 復元建造物

昭和 53 年（1978）に復元した不明門は通常開門しており、自由に通行することができる。また、復元整備中である本丸御殿は常時内部を公開しており、近世城郭御殿最高傑作といわれた武家風書院造の内部様式や復元した障壁画、^{かざり} 金具等を観覧することができる。約 400 年前の城郭御殿の建築様式を現代に伝えるものとして来場者がその価値を理解しやすいよう、より観覧環境を充実させるとともに建造物の保存への影響を考慮する必要がある。

2) 外観復元建造物

外観復元建造物では昭和 37 年（1962）に博物館相当施設の指定を受けた大天守閣を展示施設として公開している。最上階の 7 階は展望室であり名古屋のまちを 360 度見渡すことができることから、名古屋城の見どころの一つとなっている。また、その規模と特徴的な外観から名古屋のまちのランドマークとなっており、夜間は 23 時までライトアップしている。

小天守閣は一般には地階が大天守閣への通路として利用できるのみで、内部公開は行っておらず、主に旧本丸御殿障壁画をはじめとした史資料等の収蔵施設として活用している。

また、天守閣と同時に外観復元した正門（^{えのきだ} 榎多門）は名古屋城有料区域への出入口として通行できるが、門上の櫓内部の公開は行っていない。

（4）失われた石垣・土塁・堀・建造物等の状況

1) 失われた石垣・土塁・堀等に関する状況

建造物等だけでなく石垣・土塁・堀についても、築城期から現在に至るまで、撤去や改変等がなされている。

『^{きんじょうおんころく} 金城温古録』及び「尾陽名護屋城図」、「元禄十年名古屋城絵図」を基に、各地区の江戸時代後期以降に失われた・改変された石垣・土塁・堀等を以下に示す。また、近代以降の石垣修復整備箇所について、現在、文献、史料などで判明しているものを図示する。

■本丸

表二之門と東二之門の門内部の両側には^{がんぎ} 雁木が築かれていたが、近代以降に失われている。

本丸の南側に位置する大手馬出の東西の出入口の内面（東面・南面）には雁木が築かれていたが、出入口内側の石垣は東西ともに撤去されており、雁木についても近代以降に失われ土塁となっている。さらに、馬出の西側の地上部の石垣の撤去と堀の埋め立てにより西之丸と一体の空間となり、連結部の南側には新たに石垣が築かれた。

本丸東側の搦手馬出の北側出入口（境門）内側の石垣も近代以降に撤去されている。

■二之丸

西側の二之丸大手二之門の門内部の両側には近世には^{がんぎ} 雁木が築かれていたが、近代以降に失われている。

東側の東二之門枡形の西側石垣は、昭和 38 年（1963）の愛知県体育館の建設に伴い北端が撤去された。また、東側石垣から北側へ続いていた石垣も近代以降に撤去されている。

昭和 50 年代には二之丸の南北を隔てる土塁が新たに築かれた。

二之丸の南側を囲む堀は明治期まで滞水していたが、空堀となっている。

■西之丸

西之丸の南西部には正門（^{えのきだ} 榎多門）が設けられ、石垣で囲まれる枡形となっている。この枡形は、明治期に名古屋城築城以来の^{えのきだ} 榎多門に代わり、旧江戸城の蓮池門を移築する際に北側に拡張

され、北面には穴門が設けられており、もともとの状態から改変を受けている。

■三之丸

三之丸の石垣・土塁・堀については近代以降の改変が著しい。枡形の石垣については、御園門部分が比較的良好に残存するが、それでも南側部分については失われている。他の門についてはさらに改変が著しく、巾下門、本町門、東門については枡形としての姿を失っている部分が多い。また、御園門、本町門、東門の土橋についても、明治期に堀内へ名古屋鉄道瀬戸線を通した影響でトンネルが掘られている状況である。

土塁についても清水門枡形を含めた東北面のほとんどが失われ、東面では出来町線、南面では大津通等の3箇所、西面では国道22号線などの道路の敷設により土塁が撤去されている。また、東面の出来町線より北側部分と一部残る北面部分の土塁では、明治期に陸軍の射撃演習場として利用された際にさらに土塁が盛り足されている状況である。

堀については巾下門から御園門にかけての西側の空堀が埋め立てられている。また、御園門から本町門にかけての一部と、本町門から東門にかけての南東側は「元禄十年名古屋城絵図」には水堀として記録されているが、現在は空堀となっている。

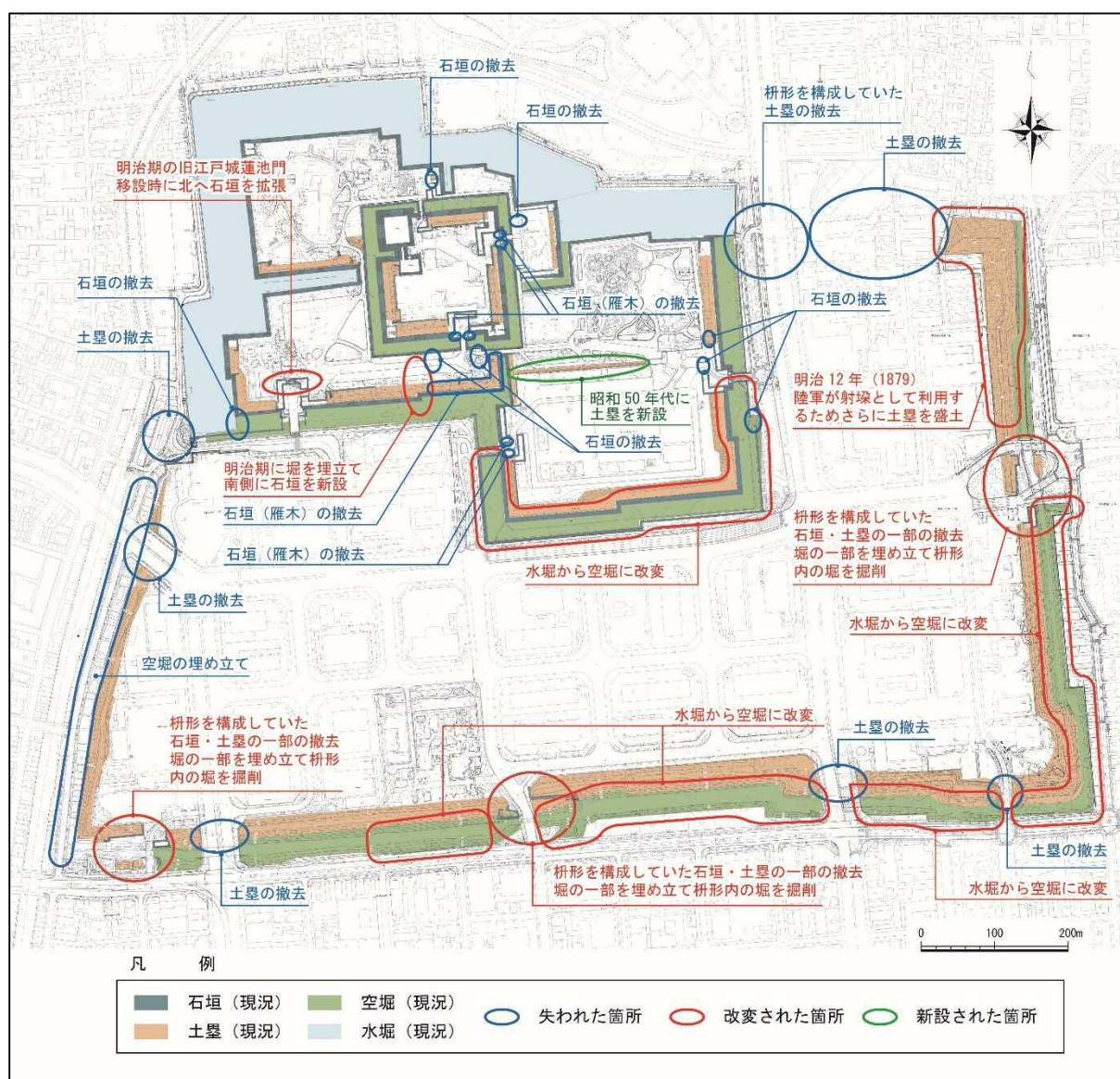


図 4-12 失われた石垣・土塁・堀等

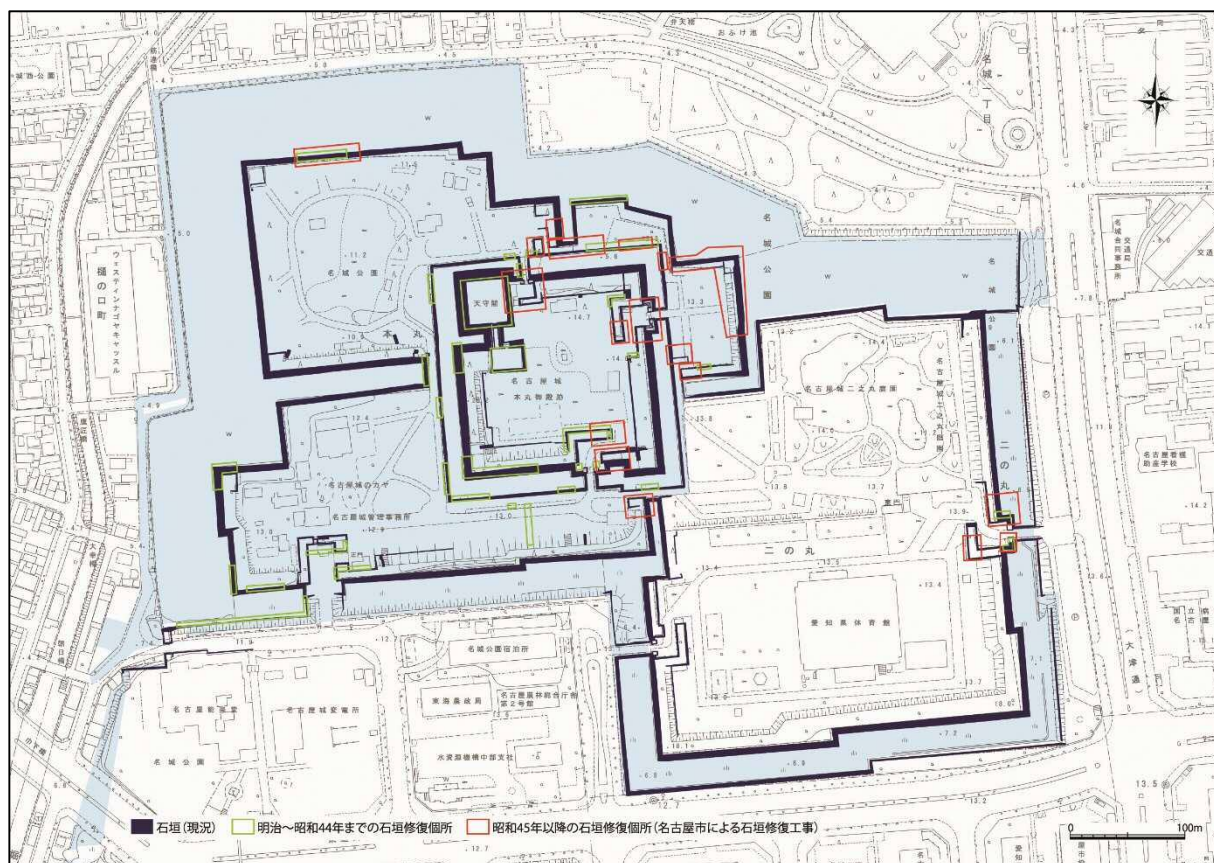


図 4-13 近代以降の石垣修復整備箇所

(名古屋城に修復記録が残されている箇所のみ)

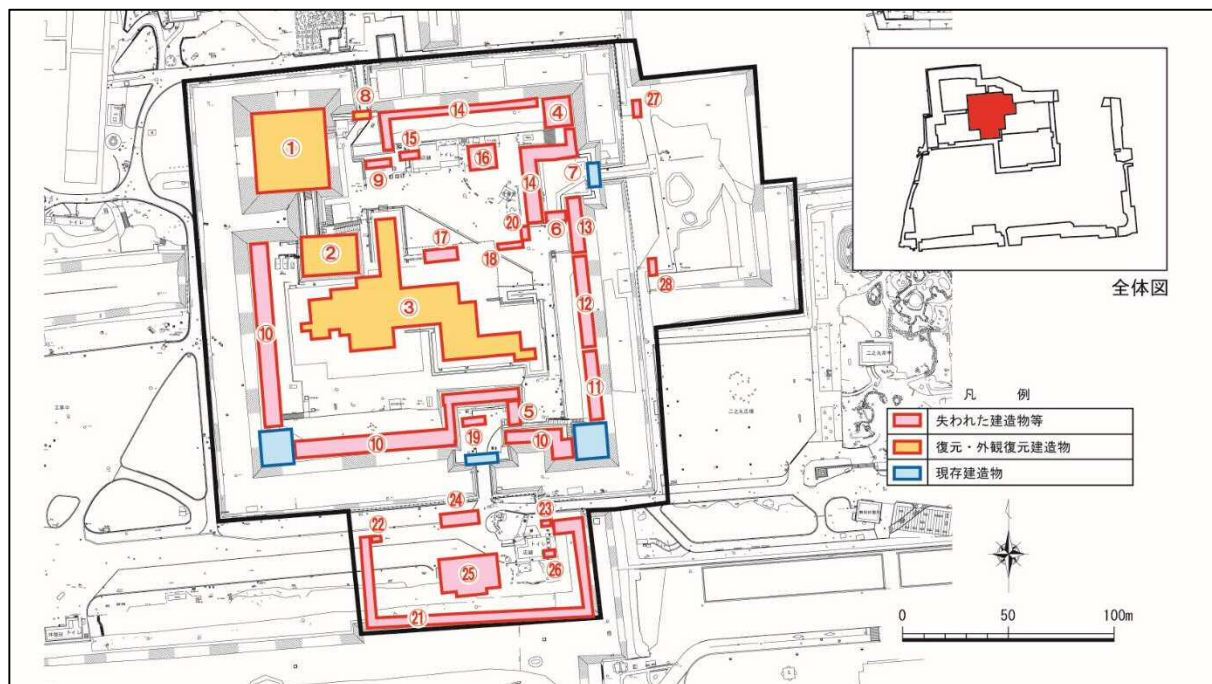
2) 失われた建造物等に関する状況

名古屋城では築城期から現在に至るまで、明治期の陸軍による建造物の撤去や太平洋戦争による焼失、他の災害等によって多くの建造物等が失われている。

これら失われた建造物等については、現存する文献、絵図、古写真、実測図等の豊富な史資料をもとに、往時の名古屋城の姿をより伝えられるよう、復元整備等について検討する必要がある。

『^{きんじょうおんこく}金城温古録』を基に、各地区の江戸時代後期以降に失われた建造物等を以下に示す。

■本丸



番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	大天守(※)	⑪	やり 鐘多聞櫓	⑳	大手馬出多聞櫓
②	小天守(※)	⑫	はた 旗多聞櫓	㉑	ひょうしき 西拍子木門
③	本丸御殿(※)	⑬	あらめ 荒和布多聞櫓	㉒	ひょうしき 東拍子木門
④	東北隅櫓(丑寅隅櫓)(※)	⑭	ほししい 糒多聞櫓	㉓	ひょうしき 番所(拍子木)
⑤	本丸表一之門(※)	⑮	不寝番所(本丸)	㉔	腰掛・釜屋
⑥	本丸東一之門(※)	⑯	本丸番所	㉕	不寝番所(大手馬出)
⑦	本丸東二之門(※)	⑰	大勝手	㉖	さかい 境門
⑧	不明門(※)	⑱	土蔵	㉗	もとおつきや 元御春屋門
⑨	壺蔵(茶壺蔵)	㉘	番所(本丸表門)		
⑩	ぐそく 具足多聞櫓	㉙	やらい 行馬門		

(※) 国宝保存法により国宝(旧国宝)に指定されていた建造物

図 4-14 失われた建造物等(本丸)

■二之丸

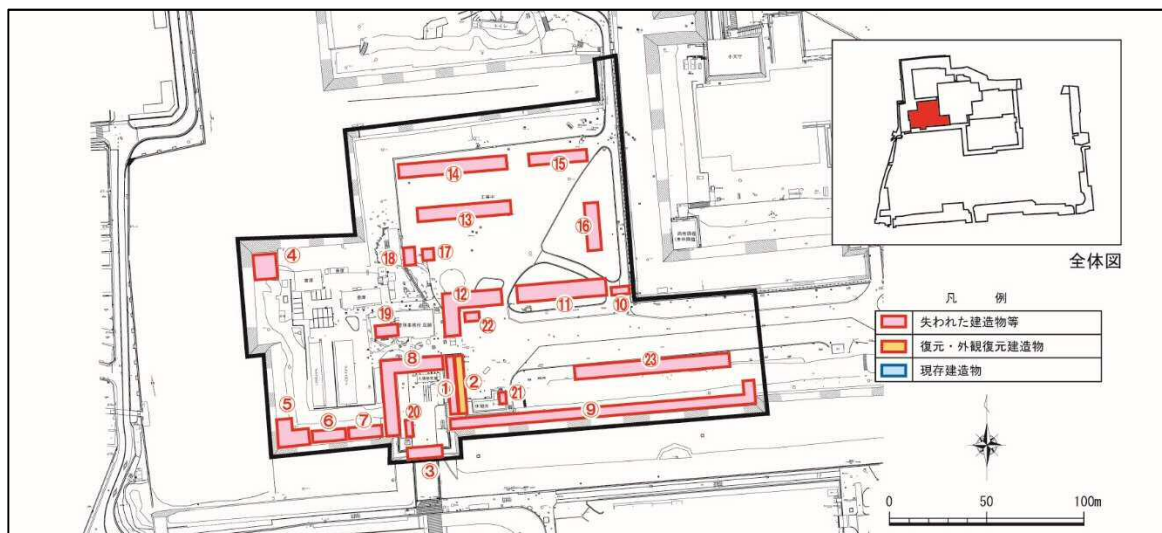


番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	三之丸御殿	⑮	文庫	⑳	二之丸東二之門
②	黒門	⑯	土蔵	㉑	二之丸西曲輪多間櫓
③	孔雀門	⑰	厩舎	㉒	二之丸多間櫓
④	数寄屋口	⑱	稽古場(矢場)	㉓	二之丸未申隅櫓
⑤	薬医門	⑲	土蔵	㉔	太鼓櫓
⑥	召合門	㉑	多春園	㉕	二之丸辰巳隅櫓
⑦	女中門	㉒	山下御席	㉖	番所(二之丸大手一之門)
⑧	内証門	㉓	余方	㉗	番所(二之丸大手二之門)
⑨	腰板門	㉔	風信	㉘	番所(二之丸東二之門)
⑩	二之丸丑寅隅櫓	㉕	霜傑	㉙	番所(二之丸東一之門)
⑪	ちくりよう 逐涼閣	㉖	張出外御席	㉚	むこう 向屋敷・馬場(馬見所)
⑫	けいりよう 迎涼閣	㉗	植木室	㉛	文庫
⑬	拝殿	㉘	二之丸大手一之門	㉜	腰掛
⑭	聖堂	㉙	二之丸東一之門	㉝	番所(向屋敷)

(※) 国宝保存法により国宝(旧国宝)に指定されていた建造物

図 4-15 失われた建造物等(二之丸)

■西之丸

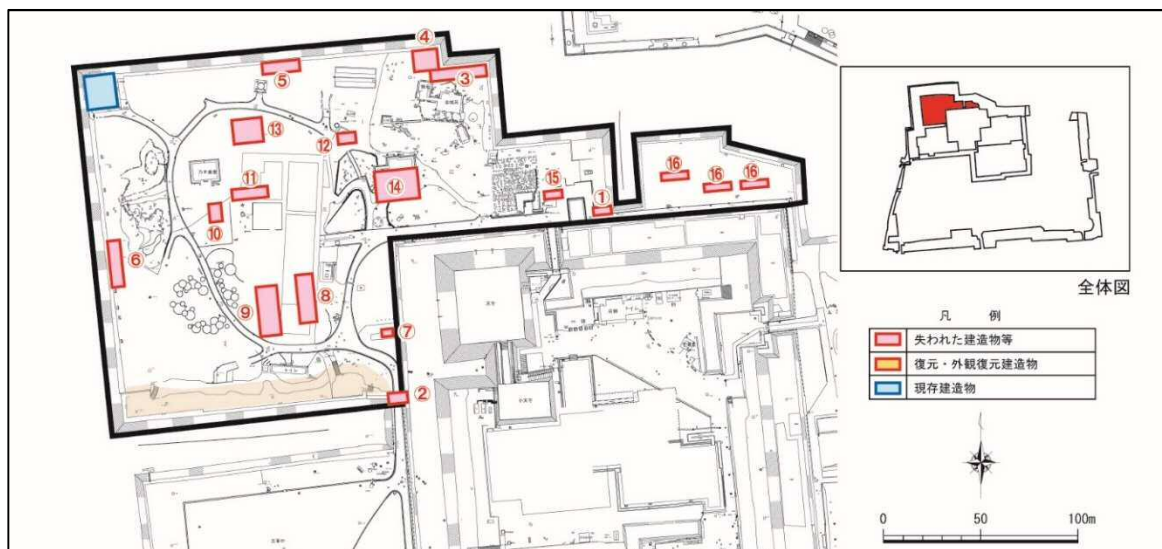


番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	正門(榎多門)(※)	⑨	古木多聞櫓	⑰	米計場
②	榎多門	⑩	ふきぬけ吹貫門	⑱	勘定場
③	榎多冠木門	⑪	米蔵(一番蔵)	⑲	塩蔵
④	月見櫓	⑫	米蔵(三番蔵)	⑳	番所(榎多門)
⑤	西之丸未申隅櫓	⑬	米蔵(三番蔵)	㉑	不寝番所(榎多門)
⑥	勘定多聞櫓	⑭	米蔵(四番蔵)	㉒	飼殺番所
⑦	南蛮鉄多聞櫓	⑮	米蔵(五番蔵)	㉓	下多聞
⑧	麻木多聞櫓	⑯	米蔵(六番蔵)		

(※) 国宝保存法により国宝(旧国宝)に指定されていた建造物。①正門(榎多門)は明治43年(1910)に移築された旧江戸城蓮池門が国宝に指定されていた。

図4-16 失われた建造物等(西之丸)

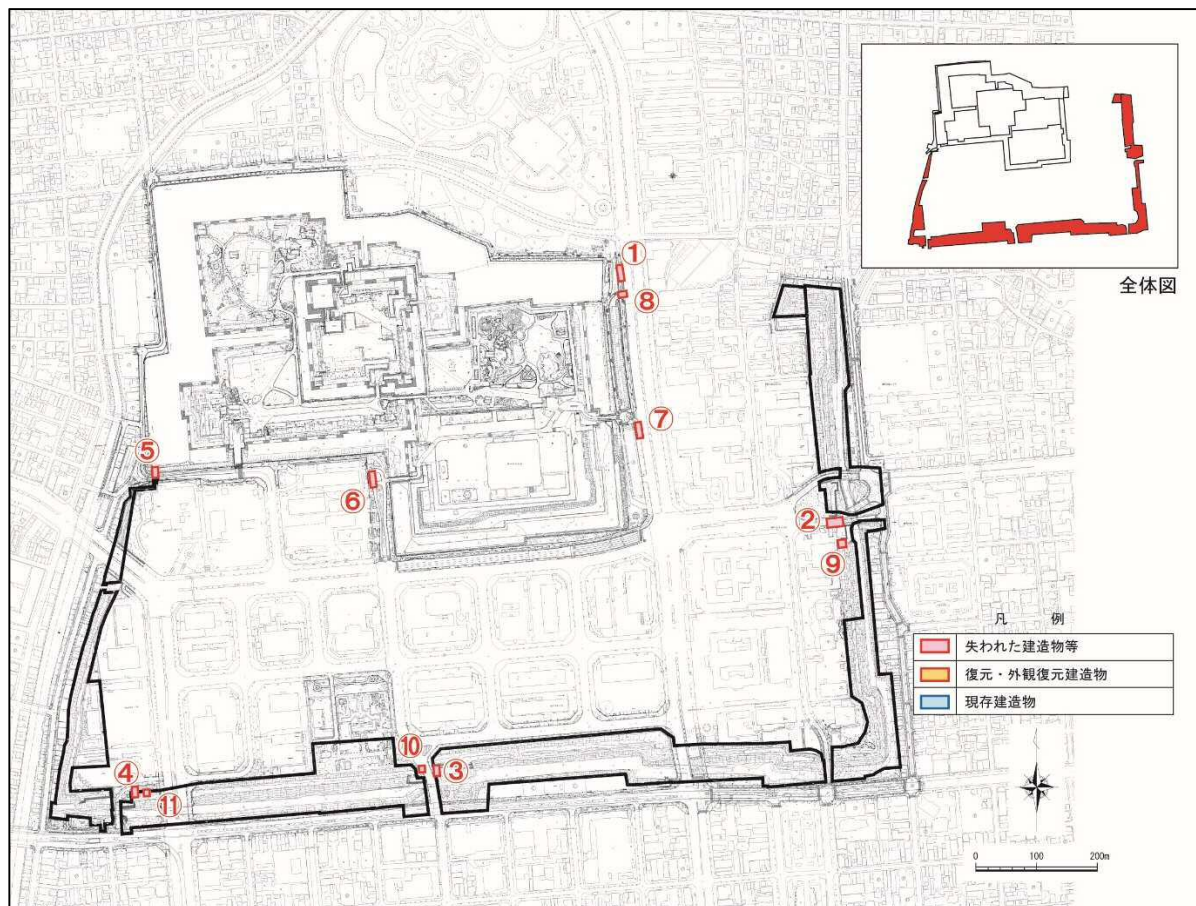
■御深井丸



番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	塩蔵門	⑦	不寝番所(透門)	⑬	北穴蔵
②	透門	⑧	旅蔵	⑭	御深井丸番所
③	東弓矢多聞櫓	⑨	南穴蔵	⑮	不寝番所(塩蔵門)
④	弓矢櫓	⑩	磨蔵	⑯	塩蔵
⑤	西弓矢多聞櫓	⑪	大筒蔵		
⑥	鉄多聞櫓	⑫	手筒蔵		

図4-17 失われた建造物等(御深井丸)

■三之丸



番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	清水門	⑤	はばした 巾下門	⑨	番所(東門)
②	東門	⑥	大腰掛(二之丸大手門付近)	⑩	番所(本町門)
③	本町門	⑦	腰掛(二之丸東門付近)	⑪	番所(御園門)
④	みその 御園門	⑧	番所(清水門)	⑫	番所(はばした 巾下門)

図 4-18 失われた建造物等（三之丸）

3) 失われた建造物等に関する記録の状況

失われた建造物等について記録された文献、絵図、古写真、実測図等について確認を行った。

実測図は昭和 7 年（1932）から行われた調査記録である「昭和実測図」、他の図面資料については、『金城温古録』に描かれた配置図、平面図、立面図・透視図等について確認を行った。古写真では、「ガラス乾板写真」をはじめ、「徳川林政史研究所所蔵写真」、『国宝史跡名古屋城』所収の写真等についての確認を行った。

「昭和実測図」は細部まで詳細に記録されていることから、平成 21 年（2009）から着手している本丸御殿復元整備にみられるように、特別史跡名古屋城跡における復元整備にあたっての基本資料となる。失われた建造物等の中で「昭和実測図」に記録されているものは、本丸の大天守、小天守、本丸御殿、東北隅櫓、本丸表一之門、本丸東一之門、本丸東二之門、不明門、西之丸の正門（榎多門）のみである。なお、これらの建造物は「ガラス乾板写真」にも詳細な記録がある。

4) 法的規制等

復元整備においては、建築基準法及び消防法等に準じた構造、設備、仕様が必要となる。

建築基準法では建築物の用途、規模等により適用する基準が異なるため、復元整備を検討する

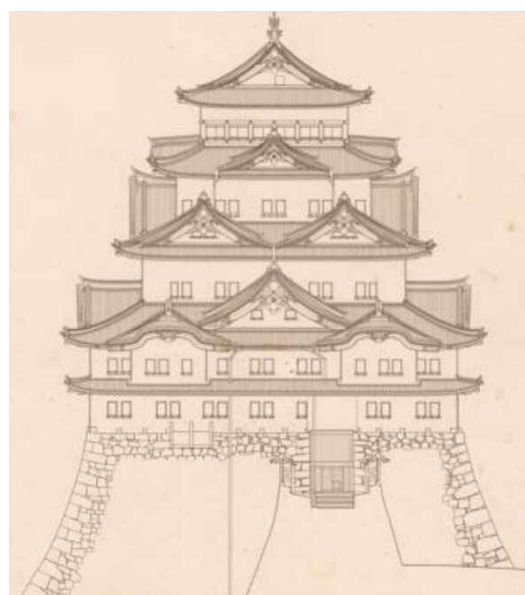
場合は、各建築物の適用基準の確認が必要である。しかし、建築基準法第3条において史跡等として指定若しくは仮指定された建築物及びこれらの建築物であったものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたものについては、適用しないこととされている。そのため、同法規制を満たすことができない場合であっても、事前に所管部局とも十分な調整を図り、同認定手続きを経た上で復元整備が可能となることがある。

消防法については、一般の利用に供される建築物について適用され、復元建造物もその対象となるため、建築物の用途、規模等に応じた消防設備を備える必要がある。

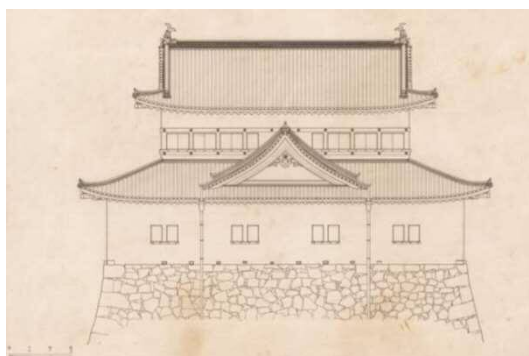
また第2章で示した通り、特別史跡内は都市計画法や都市公園法、文化財保護法等による制限もあるため、これらの法的規制等を満たした整備が必要となる。



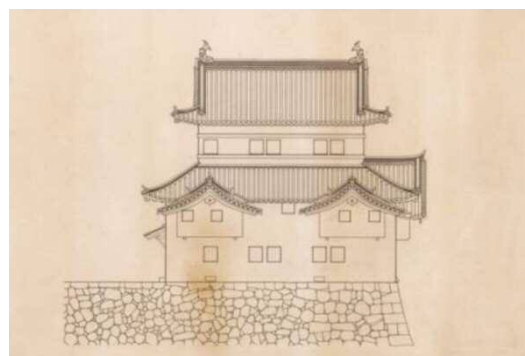
名古屋城天守東側立面図



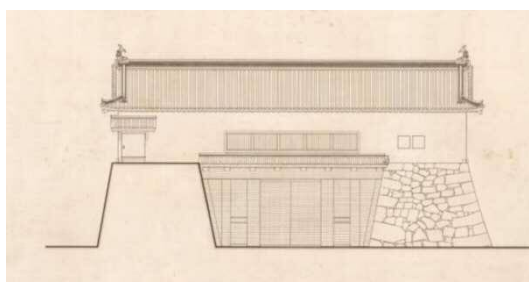
名古屋城天守南側立面図



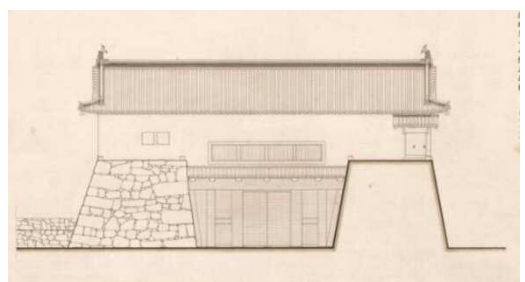
名古屋城小天守南側立面図



名古屋城東北櫓東側姿図



名古屋城表一之門正面図



名古屋城東一之門正面図

図 4-19 昭和実測図

（5）周辺のアクセス環境

名古屋城へのアクセスは、鉄道、バス等の公共交通機関及び自家用車等が主な交通手段となっている。

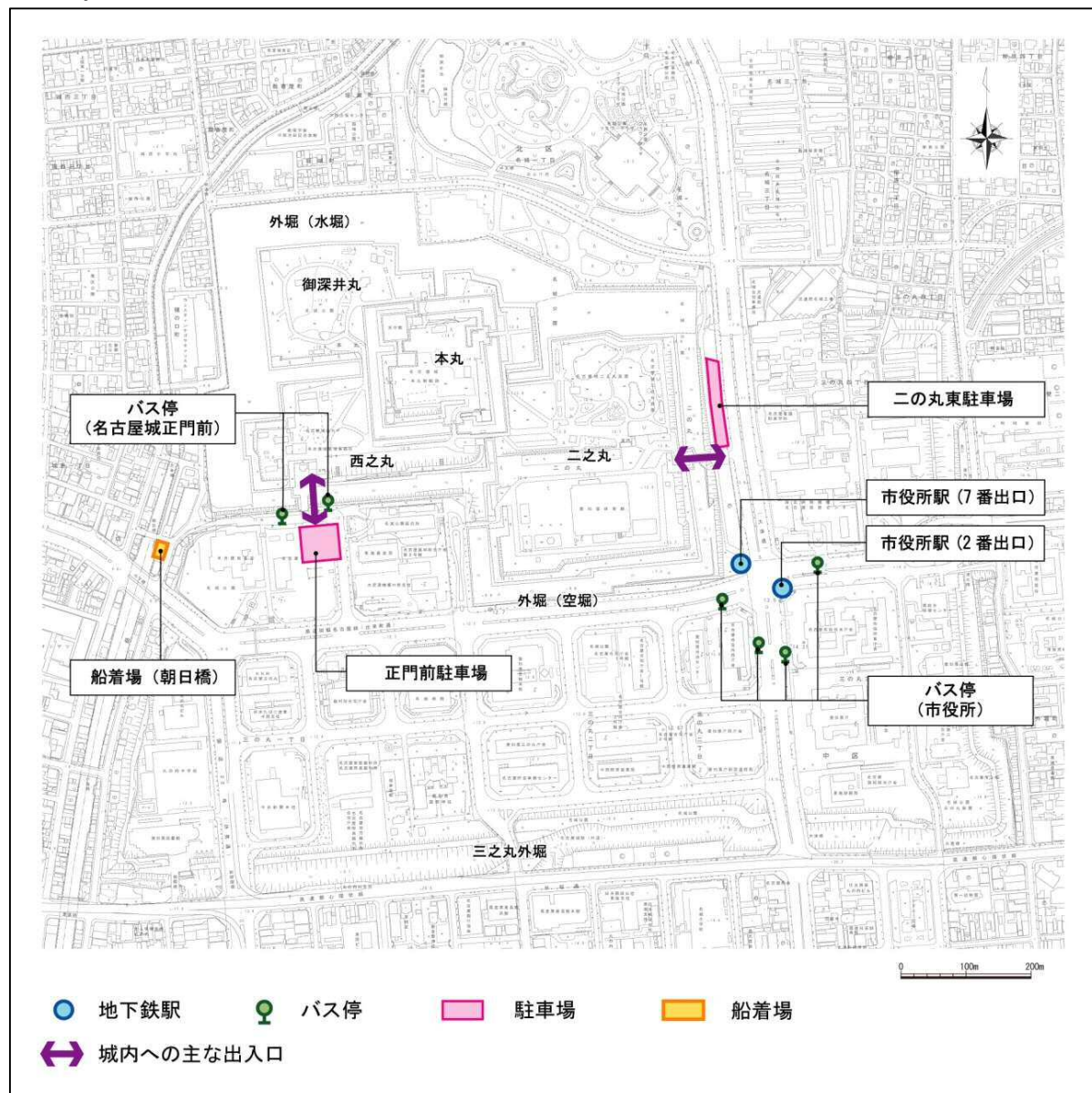


図 4-20 周辺のアクセス環境

1) 鉄道でのアクセス

鉄道では新幹線の停車駅である名古屋駅から、地下鉄を乗継ぎ名城線「市役所」駅にて下車し、徒歩 5 分程度で東門券売所に到着するルートが最短ルートとなっている。

2) バスでのアクセス

市営バスでは名古屋駅からはバス停「市役所」まで運行している路線系統があるほか、^{さかえ}栄から正門に最も近接したバス停「名古屋城正門前」にアクセスすることができる路線系統もある。

また、名古屋駅から市内の主要な観光施設を循環し市内周遊アクセスの向上を図る、なごや観光ルートバス「メーグル」の循環ルートに名古屋城も入っており、正門前にバス停がある。「メーグル」では主要な観光施設の入場料割引等のサービスが受けられる一日乗車券を発行しており、名古屋城でも入場料割引サービスを行っている。

3) 自動車でのアクセス

名古屋高速1号楠線「黒川」出口から南へ約8分、名古屋高速都心環状線「丸の内」出口から北へ約5分であり、遠方から自家用車等でのアクセスも容易である。近隣の公営駐車場としては、正門前駐車場及び二の丸東駐車場の2箇所がある。

4) 水上アクセス

名古屋城下門跡西側には、堀川に架かる朝日橋に船着場が整備されており、堀川を通じて名古屋港と結ぶ船の運航をすることができる。堀川では、船を運航するイベントも開催されており、このイベントに併せて朝日橋船着場を利用し、名古屋城への入場をコースにした取組み等が行われた例もあるが、定期的な運航は行われていない。

5) 交通手段における現状・課題

名古屋城への主なアクセス手段は、公共交通機関である鉄道やバスのほか、自家用車等がある。

水上アクセスについては、名古屋城に近接した船着場が整備されているが、水上交通の定期的な運航は行われていない。水上交通は、堀川の水運を利用して隆盛した商人町であった四間道地区などとの回遊性の向上に繋がる交通手段となることから、定期運航等を検討する必要がある。

自転車でのアクセスについては、城内に駐輪場が整備されておらず、市内では公共交通として、レンタサイクルやコミュニティサイクル等の導入はしていない状況である。交通手段の充実を図るためには、自転車利用者のための施設整備や公共交通としての自転車サービスの導入等の検討が必要である。

4-2-2 諸施設

（1）展示施設

1) 大天守閣・小天守閣

大天守閣は昭和37年（1962）に博物館相当施設の指定を受けており、1階、3～5階は常設展示室として史資料や旧本丸御殿障壁画を順次展示替えしつつ、名古屋城の概要・歴史や城内・城下の暮らしの展示に活用している。各階には「筆乗り体験コーナー」や「石引き体験コーナー」、「城内・城下のくらし」などの体験型施設を設けており、体験を通じて名古屋城や城下町の歴史や文化を学ぶことができる。また、2階は企画展示室であり、年間数回の特別展・収蔵品展を開催している。

小天守閣では来場者は地階を大天守閣への通路として通行できるのみであり、主に旧本丸御殿障壁画をはじめとする史資料等を収蔵する施設としているが、面積・高さが不足しているとともに荷物用エレベーターの振動が激しいため、適切な収蔵環境を確保する必要がある。

また、展示作業時の史資料等の移動にあたり、小天守閣収蔵庫から大天守閣までは屋根のない屋外通路（橋台）を通らなければならない上に、開口の狭い出入口や多くの段差があり危険性を伴うことから改善する必要がある。

このように大天守閣・小天守閣は展示・収蔵の機能を有しているが、史資料等の収蔵スペースの不足や搬出入における危険性等の課題がある。

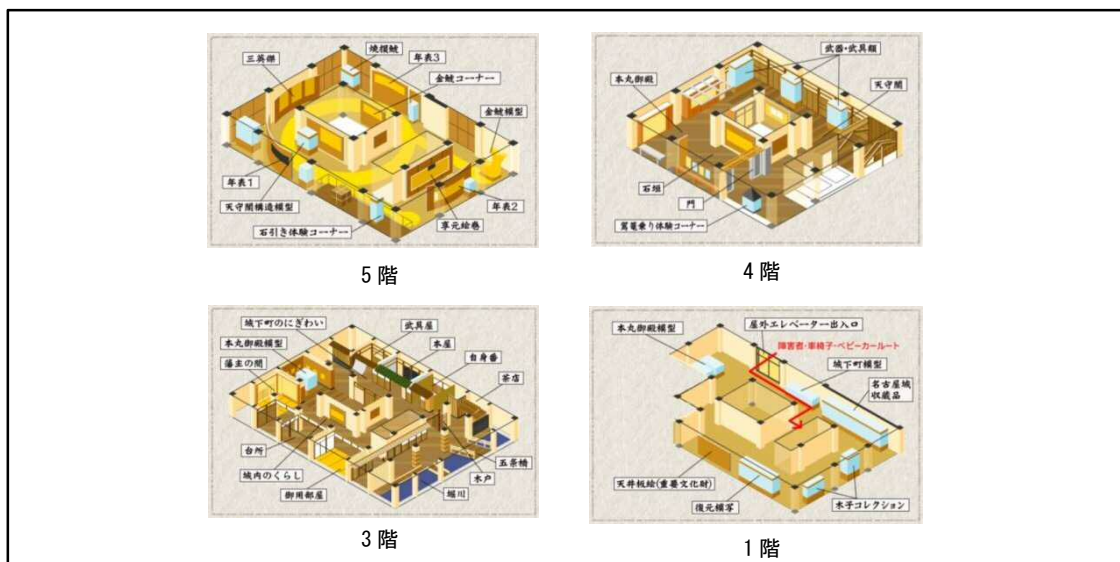


図 4-21 大天守閣内展示施設

2) 茶席群

猿面望獄茶席^{さるめんぼうがく}、書院^{ゆういん}、又隠茶席、織部堂は通常非公開であるが、例年開催しているイベント等にに合わせて特別公開するとともに市民茶会を開催し、来場者に往時の生活や文化をわかりやすく伝える施設として活用している。公開にあたっては期間限定の公開に留まっていることから、より多くの来場者が観覧できるよう特別公開の期間の拡大や、観覧の際に建築様式や来歴など茶席の価値を理解しやすいような観覧環境の充実を図るなどの検討が必要である。

また、使用許可を得ることで団体等主催の茶会や結婚式などにも利用することができる。今後は名古屋城の魅力の一つとして、認知度と利用率の向上に取り組む必要がある。

3) 御深井丸展示館

御深井丸展示館では、郷土玩具と土人形、本丸御殿復元事業に関連する「匠の写真館」の展示を行っている。

展示のみではなく、来場者が郷土玩具等に触れる機会を設ける等、体験型のイベントの開催が課題であるが、現在はスペースの都合から開催できない状況である。



写真 4-69 御深井丸展示館

(2) 説明板

特別史跡指定地内には名古屋城の歴史や遺構等の機能・特徴を解説した説明板を設置している。現在設置している説明板の概要は以下のとおりである。

表 4-14 説明板の概要

種別	表示内容など	写真
全体説明	・城跡全体やエリア帯の歴史を解説しているものや、地図により城内またはエリア帯の遺構や施設等の位置を示しているものがあり、正門・東門など主要な出入口の付近や二之丸庭園前等に設置している。 ・日本語、英語の2カ国語表記のものが多く、地図内の施設等名称は日本語表記のみがほとんどである。 ・意匠、形態、色彩等、多種多様なものを設置している。	
個別説明	・遺構、植栽などの解説を表示している。 ・文章のみの表記となっている。 ・日本語、英語の2カ国語表記。 ・遺構の説明板は形態を統一しているが、材質等が異なる。	

全体説明板の地図表示は有料区域を中心としたものとなっており、無料区域を含めて表示しているものはないため、特別史跡名古屋城跡の全体像が来場者に伝わらず、無料区域に位置する遺構についても認知され難い状況となっている。個別の説明板に関しては内容が文章表記のみであるため、劣化等により現在の姿が往時と異なる遺構等は、かつての形態を理解し難い状況である。また、門が失われた虎口を対象とした説明板は設置しておらず、名古屋城の縄張で重要な要素であるかつての虎口の存在やその機能・特徴等を来場者に伝えられていない。さらに門や櫓等失われた建造物についてもかつての存在を伝えられておらず、往時の名古屋城の姿をイメージしにくい状況となっている。

説明板の言語表記については、「名古屋市多言語情報発信ガイドライン」により、英語併記をすることを基本とし、他の言語併記については施設特性等の観点から視認性や美観等に問題がない限り必要とされる言語を併記することとしている。現在、個別の説明板については日本語と英語の2カ国語表記としているが、全体の説明板については地図内の施設名称等が日本語表記のみとなっているものがほとんどである。

これらの状況から、来場者に特別史跡名古屋城跡の全体像やかつての遺構の存在・形態等をわかりやすく伝えるために、説明板の設置場所と表示内容を充実させるとともに、外国人にも理解しやすい言語表記に努める必要がある。

（3）案内板

来場者が円滑に観覧できるよう案内板を設置している。また、危険箇所や遺構の保存上必要な場所には注意喚起を促す案内板を設置している。案内板の概要は以下のとおりである。

表 4-15 案内板の概要

種別	表示内容など	写真
誘導 (ピクト)	・トイレなどの方向を示している。園路の交差点などに設置している。	
誘導 (文字表記)	・各施設や、遺構などの方向を示している。園路の交差点などに設置している。 ・形態・色彩等の統一化が図られている。 ・日本語、英語の2カ国語表記	
施設名称 (ピクト)	・施設のマークを表示したもので、各施設前に取り付けている。 ・意匠、形態、色彩等、多種多様なものが設置されている。	
施設名称 (文字表記)	・施設の名称を表示したもので、各施設前に取り付けている。 ・意匠、形態、色彩等、多種多様なものが設置されている。 ・一部日本語、英語の2カ国語表記	
注意事項等 (ピクト)	・城内での行為の注意喚起を促すものである。 ・意匠、形態、色彩等、多種多様なものが設置されている。 ・一部日本語、英語の2カ国語表記	
注意事項等 (文字表記)		

案内板の中には各施設までの誘導が十分でないものがあり、来場者の円滑な観覧が図れていない状況があるため、適切な配置を検討する必要がある。

案内板の言語表記についても、説明板と同様に「名古屋市多言語情報発信ガイドライン」に基準を示している。しかし、城内では施設名称（文字表記）や注意事項等（ピクト）については、日本語表記のみのものがある状況である。

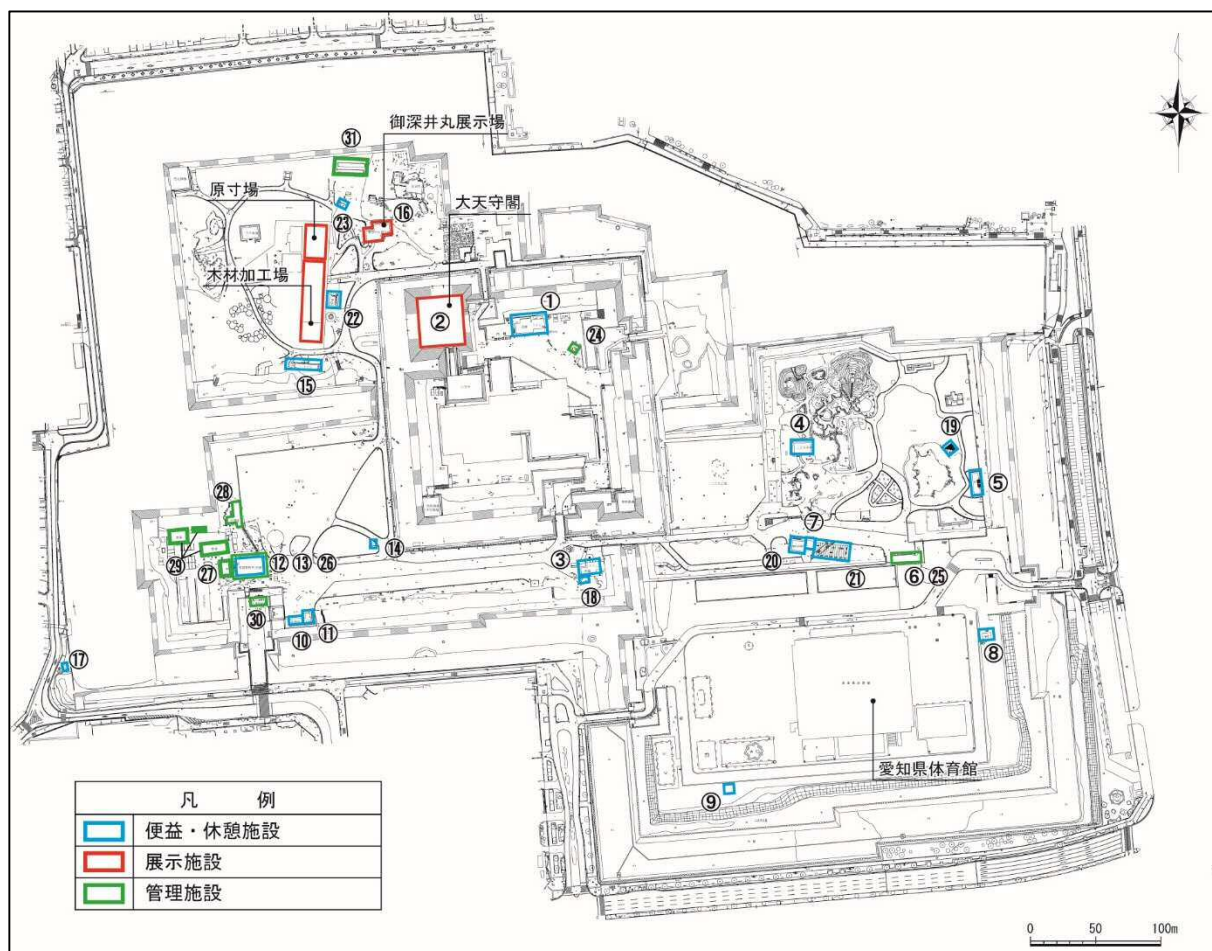
これらの状況から、来場者が円滑に観覧できるよう、案内板を適切に配置するとともに、外国人にも理解しやすい言語表記に努める必要がある。

（４）便益・休憩施設、管理施設

名古屋城に設置している便益施設、休憩施設、管理施設は以下のとおりである。

表 4-16 便益施設・休憩施設・管理施設の一覧

施設種別	所在地	施設名称	主な設備など
便益施設	本丸	本丸休憩所	土産物販売、休憩所、トイレ（多目的、オストメイト、おむつ交換台有）
		天守閣売店	土産物販売
		飲食店・トイレ	飲食店、トイレ
	二之丸(北)	二の丸茶亭	飲食店
		東門北側トイレ	トイレ、多目的トイレ
		東門券売所	トイレ、多目的トイレ、コインロッカー
		売店	土産物販売
	二之丸(南)	トイレ	トイレ
		トイレ	トイレ
	西之丸	総合案内所	総合案内所、休憩所、トイレ（多目的、オストメイト、おむつ交換台有）、コインロッカー
		売店	土産物販売
		飲食店	飲食店
		写真館	写真撮影
		トイレ	トイレ、多目的トイレ
	おふけまる 御深井丸	トイレ	トイレ（木材加工場等敷地内により使用不可）
		御深井丸展示館内 トイレ	トイレ
	三之丸外堀	トイレ	トイレ
	城内各所	自販機	飲料販売
	周辺地域	正門前駐車場	駐車場（身障者用 3 台）、トイレ（多目的有）
		東駐車場	駐車場（身障者用 3 台）
	城内各所	公衆無線 LAN	Wi-Fi 利用施設
休憩施設	本丸	休憩所（藤棚）	藤棚
	二之丸(北)	休憩所（望鯨亭）	四阿
		休憩所（四阿）	四阿
		休憩所（藤棚）	藤棚
	御深井丸	休憩所（四阿）	四阿
		休憩所（藤棚）	藤棚
	城内各所	ベンチ	各所に配置されたベンチ
管理施設	本丸	守衛室	守衛室
	二之丸(北)	東門券売所	券売所
	西之丸	名古屋城総合事務所	名古屋城の管理拠点
		（一財）名古屋城 振興協会事務所	（一財）名古屋城振興協会の事務所
		会議室	会議室
		倉庫	名古屋城総合事務所等が利用
		正門券売所	券売所
	御深井丸	資材置場	施設管理用の資材置場として利用



番号	名称	番号	名称
①	本丸休憩所	⑮	休憩所（藤棚）
②	天守閣売店	⑯	休憩所（望鯨亭）
③	飲食店・トイレ	⑰	休憩所（四阿）
④	二の丸茶亭	⑱	休憩所（藤棚）
⑤	東門北側トイレ	⑲	休憩所（四阿）
⑥	東門券売所	⑳	休憩所（藤棚）
⑦	売店	㉑	守衛室
⑧	トイレ	㉒	東門券売所
⑨	トイレ	㉓	名古屋城総合事務所
⑩	総合案内所	㉔	（一財）名古屋城振興協会事務所
⑪	総合案内所横トイレ	㉕	会議室
⑫	売店	㉖	倉庫
⑬	飲食店	㉗	正門券売所
⑭	写真館	㉘	資材置場
⑮	トイレ		
⑯	御深井丸展示館内トイレ		
⑰	トイレ		

図 4-22 便益施設・休憩施設・管理施設等の状況

1) 便益・休憩施設

便益・休憩施設は来場者が快適に城内を観覧するために必要となる施設であり、トイレ、休憩施設、土産物などを販売する売店、飲食店を設置しているが、特別史跡の保存・活用の観点から施設の必要性や今後のあり方を検討する必要がある。

高齢者や障害者の方にも利用しやすい洋式トイレの割合・数が少ない箇所があり、授乳室の設置は天守閣内と名古屋城総合事務所内のみであり、十分な状況とは言えないため利便性の向

上を図る必要がある。

また、学校の遠足等の団体客が大人数で雨天時に利用可能な休憩スペースがない状況がある。

名古屋城には多くの外国人観光客が来場するが、外国人観光客等の利便性を向上させるためには、公衆無線 LAN 環境を充実させることが効果的である。城内には公衆無線 LAN が利用できる Wi-Fi スポットがあるが、利用可能なエリアが限られているため、さらなる利便性の向上を図る必要がある。

2) 管理施設

管理施設は日常的な管理運営のために必要となる施設であり、本丸に守衛室、二之丸に東門券売所、西之丸に事務所・会議室・倉庫・正門券売所、御深井丸に資材置場があるが、特別史跡の保存・活用の観点から施設の必要性や今後のあり方を検討する必要がある。

(5) 園路・安全柵等の施設

現在、名古屋城における園路・安全柵等の施設の維持管理は、日常的な点検等により、劣化状況等が確認された場合において、随時修繕、更新等を行っている状況である。

しかし、城内の園路・安全柵等の施設は、経年劣化等により機能性を損ねているもの等があり、来場者が城内を観覧する上で多くの課題を抱えている。

園路・広場では、城内の全域にわたり、舗装の剥がれ、ひび割れ等の経年による劣化が各所で確認できる。これらは、つまずきや転倒、雨天時の排水不良等を引き起こす可能性がある。

御深井丸などに多く見られる外堀（水堀）に面して設置された柵は、全体的に塗装の剥がれや、サビが顕著であり、一部断面欠損したもの等がある。

城内全域で見られる堀への転落防止等に使用されている擬木柵は、局部的に擬木コンクリートの欠損等が見られ、特に二之丸(北)内の西側及び北側の劣化が著しい。

本丸東門枳形跡付近で見られる侵入防止柵は、全体的に劣化が顕著であり、支柱部の地際部では、腐食による断面欠損等が生じており、早期の更新が望まれる。

照明灯は、全体的に塗装の剥がれやサビなどの腐食が顕著であり、植栽等により配光範囲が阻害され、本来の機能性を損ねているものが見受けられる。

園路・安全柵等の施設については、定期的な点検に基づき、計画的な維持管理を行っていく必要がある。



写真 4-70 擬木柵の欠損部
（二之丸北南蛮練堀付近）



写真 4-71 樹木で灯具が覆われた照明灯
（二之丸広場）

(6) 諸施設の移動円滑化（バリアフリー）における課題

城内の諸施設における移動円滑化は、全ての施設において整備することが望ましいが、特別史跡であり多くの文化財等が存在する名古屋城では、遺構等の保存に影響を及ぼさない範囲で整備する必要がある。今後、調査等を行った上で、バリアフリー化を進める主要な施設、主要な経路等を設定し、計画的に整備を進めていく必要がある。

以下に諸施設における移動円滑化に対する現状及び課題を整理する。

1) 便益施設

- ・ 多目的トイレは、有料区域内に 5 箇所あり、うちオストメイト対応トイレが 2 箇所、おむつ交換台が併設されたものが 4 箇所ある。

- ・3店舗ある飲食店の入口は全てスロープを設置し、自動ドアまたは引き戸を設置している。
- ・二の丸茶亭では、車いす用のテーブルを1席設置している。
- ・本丸休憩所の売店及び西之丸の売店は入口部に段差は無いことから、車いす等の利用は可能である。
- ・天守閣内の売店は7階展望室内にあり、階段のみのアクセスとなっている。
- ・御深井丸展示館はトイレと無料休憩所が併設されているが、入口部に段差がある。

2) 休憩施設

- ・二之丸(北)の休憩所（望鯨亭）は入口部に段差がある。
- ・西之丸の総合案内所及び無料休憩所は入口部に段差があり、隣接するトイレに併設されたスロープから車いす等の利用が可能であるが迂回路となってしまう。

3) 管理施設

- ・名古屋城総合事務所は建物の2階にあり階段のみのアクセスとなっているとともに、来場者動線からの接続はされていない。

4) 園路・安全柵等の施設

- ・来場者の往来の多い主要な園路では、移動円滑化を図るための整備が必要である。
- ・二之丸東門枳形跡付近の歩道は、東門駐車場から東門券売所に至る主要な経路であるが、幅が狭小な部分があり、車椅子等が通行しにくい状況である。
- ・二之丸大手門枳形の歩道にも幅が狭小な箇所があり、車椅子等が通行しにくい状況となっている。
- ・便益施設等への経路や入口部の段差などは、園路の改修と併せて整備することが望まれる。
- ・今後、城内全体のバリアフリーに関する計画を立てた上で、主要な園路の移動円滑化を図る整備を行っていく必要がある。



写真 4-72 狭小な歩道
(二之丸東門枳形付近)

(7) 諸施設のデザインにおける課題

1) 便益・休憩施設、管理施設

建築物等のデザインは建設時に歴史的景観に配慮したと想定されるものが多く、全体的に周囲の景観に馴染むような意匠、形態等となっている。しかし、自動販売機については一般的なデザインのものが設置されており、景観を阻害する一要素となっている。

2) 案内板

城内に設置されている案内板は、長年にわたり必要に応じて設置等を行ってきた経緯から、多種多様な意匠、形態、色彩等のものを設置していることから、来場者へのわかりやすさ、見やすさを考慮し、デザインの統一化を図る必要がある。

3) 歴史的景観の阻害要素となっている安全柵等

御深井丸などに多く見られる外堀（水堀）に面して設置された柵は、劣化状況も顕著であるが、塗装の彩度が高く、背景となる堀等の歴史的景観に調和していない。また、城外からの眺望景観の阻害要素となっていることから、歴史的景観を損なわない色彩等に改修、更新等を行う必要がある。

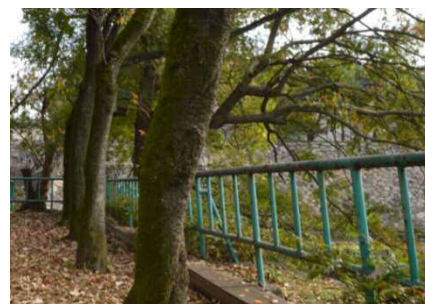


写真 4-73 歴史的景観に調和していない柵（御深井丸）

重要文化財である二之丸大手二之門には、遺構を保護するためのガードレールが設置されているが、形状や色彩が景観に調和していないことから、遺構の保存に影響のない範囲で施設の改修・更新等が必要である。

南蛮練堀や埋門跡等では、遺構の手前に擬木柵とロープ柵が二重に設置されている。安全対策であるものの遺構への見通しを遮っており、来場者に遺構の全容が認識されにくい状況であるため、見通しを確保するための改修等が必要である。



写真 4-74
歴史的景観に調和していないガードレール（二之丸大手二之門）

（8）防災について

1）防災における特別史跡名古屋城跡の位置づけ・役割

特別史跡名古屋城跡の大部分は名城公園に属している。名古屋市地域防災計画（平成 28 年（2016）修正）では、公園・緑地について「応急救助活動、物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設場所として活用できる重要な施設」としている。また、特別史跡名古屋城跡を含む名城公園一帯を、消防・自衛隊・警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援・活動に備える場所（広域防災拠点のうち応援隊集結（活動）拠点）として位置づけている。

また、同計画では名城公園一帯を広域避難場所に指定している。広域避難場所は、「主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園緑地であり、災害時の避難先」として位置づけている。

名古屋城北に位置する名城公園北園等を含む名城公園全体として、広域防災拠点、広域避難場所に指定しているが、特別史跡指定地内での防災活動や避難活動による遺構等への影響が懸念される。

2）想定される災害

①災害履歴

名古屋城及び周辺地域に起こった過去の災害を整理した。

表 4-17 風水害の履歴

和暦（西暦）	月（旧暦）	種類	原因	内容
慶長 19 年 (1614)	10 (8)	風水害	暴風雨・洪水	名古屋城天守台石垣北東が約 140m 崩れた。
寛永 13 年 (1636)	9 (8)	水害 高潮	暴風雨・洪水	伊勢湾・三河湾に起こった高潮により熱田海岸堤防が決壊し、新田が被害を受け、道路が交通途絶した。名古屋城も被害を受けた。
承応 2 年 (1653)	6 (6)	風水害	暴風雨	名古屋城天守・櫓門が被害を受けた。 尾張領内の民家被害は 22,000 戸に及び、死者も多数出た。
万治 3 年 (1660)	6・7 (5・6)	水害 雷害	長雨・強雨(雷雨)・ 洪水・落雷	連日の雷雨により、尾張・美濃で水害や雷害が発生するなか、名古屋城も落雷による被害を受けた。
貞享 3 年 (1686)	3 (2)	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、家屋が 1 戸焼失した。
	8 (7)	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、建中寺に被害があった。
元禄 4 年 (1691)	7 (6)	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、死者が 1 人出た。
元禄 10 年 (1697)	7・8 (6・7)	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、家屋が 4 戸焼失し、1 戸破損した。
元禄 13 年 (1700)	4 (2)	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、家屋が 1 戸焼けた。
元禄 14 年 (1701)	6 (5)	風害 水害	突風・大雨(雷雨)・ 洪水	名古屋城下から熱田にかけて突風と降雹があった。各所に落雷があり、熱田では突風により家屋や樹木に被害があった。また、庄内川の出水により田畑に被害があった。
文化 8 年 (1811)	8 (6)	水害	強雨（雷雨）	数日間雷雨が続くなか、名古屋城下へ多数の落雷があり、強雨により浸水する箇所が発生した。
文政 13 年（天保元年） (1830)	9 (7)	水害	暴風雨・洪水	大雨による庄内川出水に伴い堤防が決壊し、名古屋西北部の巾下・柳町付近と名古屋城下が浸水した。
天保 8 年 (1837)	9 (8)	風水害	暴風雨	暴風雨により名古屋城下の土居下屋敷などが大きな被害を受けた。
昭和 44 年 (1969)	8	風水害	暴風雨	台風 9 号により、名古屋城東南隅櫓の外壁の一部が破損した。

和暦（西暦）	月（旧暦）	種類	原因	内容
昭和 47 年 （1972）	9	風水害	暴風雨	台風 20 号により、名古屋城東南隅櫓の外壁や本丸表二之門脇の塀が破損した。その他倒木などの被害も受けた。

名古屋气象台、1971 年、『愛知県災害誌』、愛知県
服部鉦太郎、1981 年、『名古屋城叢書 2 特別史蹟名古屋城年誌』、名古屋城振興協会 から作成

表 4-18 地震災害の履歴

和暦（西暦）	月（旧暦）	地震名称	内容
寛文 9 年 （1669）	6（6）		名古屋城三之丸石垣の一部が崩れた。
宝永 4 年 （1707）	10（10）	宝永地震	南海トラフ巨大地震。 名古屋城では櫓や土塀が被害を受けた。
享和 2 年 （1802）	11（10）		名古屋城三之丸本町門の石垣が崩壊し、西に植わっていた松が倒れ、高壁が崩れた。
文政 2 年 （1819）	8（6）		名古屋城の各所の石垣が破損し、東一之門枡形石垣北西の被害が大きかった。城下ではところどころ土塀・築地が崩れ、寺院の門が倒れた。
安政元年 （1854）	12（11）	安政東海地震 安政南海地震	南海トラフ巨大地震。安政東海地震発生から 32 時間後に安政南海地震が起こった。 名古屋城の多門櫓・三之丸各門・高塀が破損し、武家屋敷は 147 戸が破損した。城下の裏町では倒家があり、表町では壁の破損が多かった。
明治 24 年 （1891）	10	濃尾地震	わが国最大の内陸直下の巨大地震。 本丸・二之丸・御深井丸周囲の多間櫓の壁・屋根等と西之丸の榎多門が大きな被害を受けた。 城内の第三師団における被害状況は負傷者 17 人、建物全壊 13 戸、半壊 1 棟、破損 62 棟であった。三之丸の県庁・県会議事堂も被害を受けた。
昭和 19 年 （1944）	12	東南海地震	南海トラフ巨大地震。 名古屋城が被害を受けた記録はないが、名古屋市南部の埋立地が被害を受け、家屋の倒壊や、地盤の地割れ、土砂と水の噴出、不等沈下の現象がみられた。このほか道路や橋、地下埋設管、市電軌道にも被害があり、名古屋港では港湾施設に被害あった。 住家全壊 863 戸、住家半壊 5378 戸
昭和 20 年 （1945）	1	三河地震	深溝断層の活動による直下地震。 名古屋城が被害を受けた記録はないが、名古屋市の被害総計は、死者 8 人、負傷者 26 人、住家全壊 40 戸、住家半壊 152 戸

名古屋气象台、1971 年、『愛知県災害誌』、愛知県
服部鉦太郎、1981 年、『名古屋城叢書 2 特別史蹟名古屋城年誌』、名古屋城振興協会
新修名古屋市史資料編編集委員会、2008 年、『新修名古屋市史 資料編 自然』、名古屋市
中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」編、2011 年、『災害史に学ぶー内陸直下型地震編ー』、内閣府(防災担当)災害
予防担当 から作成

表 4-19 火災の履歴

和暦（西暦）	月	原因	内容
昭和 20 年 （1945）	5	空襲	太平洋戦争に伴う大空襲により、名古屋城では大天守・小天守・本丸御殿・東北隅櫓・本丸表一之門・本丸東一之門と二之門・不明門・正門（旧江戸城蓮池門）が焼失し、甚大な被害を受けた。
昭和 48 年 （1973）	2	火災	名古屋城二之丸北東の、名古屋学生会館第二男子寮から出火し、西側にあったプレハブ倉庫とともに全焼した。
昭和 49 年 （1974）	4	火災	名古屋城二之丸北東の、名古屋学生会館の東側棟から出火し、全焼した。翌月、名古屋学生会館の建物が撤去された。

名古屋气象台、1971 年、『愛知県災害誌』、愛知県
服部鉦太郎、1981 年、『名古屋城叢書 2 特別史蹟名古屋城年誌』、名古屋城振興協会 より作成

②想定される災害

名古屋市のハザードマップ（地震、津波、洪水・内水）より、名古屋城においては、津波、洪水・内水の危険性については言及されていないため、想定しないものとする。

災害対策基本法第 2 条第 1 項で定められた災害は、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発」等と定義されているが、過去の災害履歴等を踏まえると、名古屋城で想定される災害は、以

下のように考えられる。また、これらの災害が特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素に与える可能性のある被害は次のように考えられる。

・ 想定される災害：暴風、竜巻、豪雨、地震、大規模な火事（以下火災）、落雷

地形：表土流出（豪雨）、地割れ・液状化（地震）

石垣：崩れ（暴風、竜巻、豪雨、地震）

堀・土塁等：崩れ、土砂流出（豪雨、地震）

建造物等：倒壊（暴風、竜巻、地震）、火災、落雷

植栽：倒木（暴風、竜巻、豪雨、地震）、火災、落雷

③市民や来場者の安全確保・避難誘導

現在、名古屋城では名古屋城総合事務所職員及び警備担当・売店担当の運営スタッフ合同で、来場者の避難誘導等を目的とした防災訓練を行っている。

3) 防災における現状・課題

現在策定している消防計画では、防災管理業務の必要事項を定めているが、特別史跡指定地であることを前提とした中での災害時の広域防災拠点・広域避難場所としての役割や遺構等の災害予防対策、災害時の市民・来場者の安全確保等について具体策を示せていない状況である。そのため、今後これらの観点を含めたより実践的な防災対策を検討する必要がある。

4-2-3 企画・イベント

（1）企画・イベントの開催状況

1) 修復・発掘現場見学会等

名古屋城では遺構の修復整備や発掘調査等に際して、参加者に向けた現地説明会・見学会等を行っている。いずれも普段見ることができない遺構の構造や調査の様子を間近で見ることができるため、来場者の遺構への理解を深められる機会として重要な取組みである。

しかしこれらの取り組みは、現場で学芸員等から参加者へ説明を行う講義形式のものが多く、参加者は受動的に情報を得ているのみの状況である。そのため見学会等のなかで体験型の企画を開催するなど、来場者がより遺構への理解を深められるような取組みの検討が必要である。

なお、現地説明会・見学会においては開催後、発表した調査成果等を公式ウェブサイトに掲載しており、その内容を広く発信している。

① 石垣修復現場見学会

平成 25 年度（2013）から、石垣修復整備の現場見学会を継続的に開催している。平成 28 年（2016）2 月には、全国でも最大規模の石垣修復整備である本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備現場の第 3 回目の見学会を開催し、抽選で選ばれた 130 人が参加した。



写真 4-75 石垣修復現場見学

② 二之丸庭園発掘調査現地説明会

平成 25 年度（2013）から、二之丸庭園保存整備事業を広く周知するため、発掘調査の現地説明会を開催し、発掘調査の成果の説明などを行っている。

平成 27 年（2015）10 月には、「名古屋城秋の陣」の一環として 2 日間にわたって開催され、約 500 人が参加した。



写真 4-76 発掘調査現地説明

③ 重要文化財西南隅櫓保存修理工事現場見学会

平成 22 年度（2010）から平成 26 年度（2014）まで半解体修理工事を行っていた西南隅櫓では、平成 26 年（2014）8 月に修理工事中の内部公開を行い、抽選で選ばれた 50 人が参加した。

④ 本丸御殿復元整備現場等

平成 21 年（2009）1 月より復元整備中である本丸御殿では平成 29 年（2017）までその作業工程を公開しており、整備中の建物を保護している素屋根内や御深井丸^{おふけまる}の木材加工場、原寸場の内部に見学通路を設け、本丸御殿復元整備の様子を来場者が間近で見学することができた。

※木材加工場、原寸場は平成 29 年 12 月 28 日をもって見学終了。

2) 体験イベント等

名古屋城では往時の生活や文化などを体験できる様々なイベント等を開催している。

本丸御殿復元に際し、木曽川上流の貴重な財産である樹齢 300 年の木曽ヒノキなどの木材を使用していることから、平成 20 年度（2008）より下流域に住む名古屋市民が上流域である岐阜県中津川市・長野県木曽郡木曽町へ行き、現地の人々とともに植樹等を行うことで上下流の交流を図る「平成の名古屋市民の森づくり」を開催している。

平成 26 年（2014）11 月には、本丸御殿障壁画復元模写が体験できる「親子で障壁画模写体験会」を開催し、復元模写のスタッフの指導により、参加者が 400 年前にも使用していた岩絵

具を使用して線画に色を塗る復元模写の体験会を行った。

また、普段は着ることができない「十二単着付け体験」や、端午の節句に本物さながらの甲冑を着用して城内を歩き記念撮影などができる「子ども甲冑体験」など当時の衣装を体験できるイベントを開催した。

平成 27 年度（2015）からは、NC400 パートナーの取組みとして、地元名古屋の伝統工芸職人によるものづくり体験会を開催し、多くの観光客に名古屋の魅力を発信している。

これらの企画・イベントは、体験を通して名古屋城の歴史や文化を伝える重要な役割を果たしていることから、今後も継続するとともに開催数を増やす必要がある。

3) 名古屋城検定

名古屋城本丸御殿への理解を深め、その魅力を広く発信するため、平成 20 年（2008）より開催している。合格者には特製オリジナル認定証が贈られ、上級合格者には、「名古屋城定期観覧券」、「徳川園定期入園券」、「徳川美術館入場券」などの特典が付与される。名古屋おもてなし武将隊も戦伝大使として PR 活動をしている。



写真 4-77 名古屋城検定パンフレット

4) 名古屋おもてなし武将隊

名古屋の魅力を全国に発信するため、名古屋開府 400 年を目前としていた平成 21 年（2009）11 月に結成された。

名古屋城における主な活動は城内案内や記念撮影等の観光客への「おもてなし」や、土日祝に行われる「おもてなし演武」であり、名古屋城以外でも各地における様々なイベント等にも出陣している。



写真 4-78 名古屋おもてなし武将隊

5) 年間イベント等開催状況

名古屋城では年間を通じて多分野にわたる様々なイベントを開催している。平成 28 年度（2016）に開催した主なイベントを次のとおり整理した。

■春の陣

桜の開花迫る 3 月下旬からゴールデンウィークまでを「春の陣」として、期間を通じた土日祝を中心に、様々な催事を行った。また、3 月 26 日から 4 月 10 日までを「桜まつり」として、期間中の開園時間を午後 7 時 30 分まで延長し、観覧者に名古屋屈指の桜をお楽しみいただいた。また、重要文化財西北隅櫓や茶席の特別公開を行うことで、普段は見ることのできない名古屋城の隠れた魅力を公開したほか、火縄銃の実演や着物体験、和太鼓演奏など、歴史・文化にちなんだ催しを企画し、多くの観覧者にお楽しみいただいた。平成 28 年度（2016）における春の陣の入場者数は、393,879 人であった。

■宵まつり

名古屋の夏の風物詩である「名古屋城大盆踊り」をはじめとした大型催事。平成 28 年度（2016）は 8 月 5 日から 8 月 15 日の間、開園時間を午後 8 時 30 分まで延長し、名古屋城の宵をお楽しみいただいた。連日賑わいを見せるビアガーデンをはじめ、縁日コーナーや飲食施設などを展開。また二之丸広場では、大型のステージを組み連日の賑わいを見せ、地元アイドルやアーティストによる音楽イベントなどを企画したほか、恒例の大盆踊りを開催し、名古屋の魅力発信を行った。平成 28 年度（2016）における宵まつりの入場者数は 133,366 人であった。

■秋の陣

行楽シーズンの10月3連休から勤労感謝の日までを「秋の陣」として、期間中の土日祝を中心に様々な催事を行った。重要文化財西北隅櫓と東南隅櫓、茶席の特別公開を行うことで、普段は見ることのできない名古屋城の隠れた魅力を発信したほか、古くから名古屋城の秋を彩る菊人形の展示や名古屋おもてなし武将隊 7 周年祭、本丸御殿復元事業に賛同をいただいた企業や関係自治体における地域交流ブースの展開などにより、秋の紅葉色づく名古屋城において観覧者のおもてなしを企画した。平成 28 年度（2016）における秋の陣の入場者数は 274,209 人であった。

（2）企画・イベント等の課題

名古屋城は名古屋の文化・観光の中核であり、その価値や魅力を十分に活かした企画・イベントを開催し、本市の文化・観光を発信していく必要がある。

1) 名古屋城の価値と本来の魅力をわかりやすく伝える企画・イベント

整備現場等の公開や体験型の企画・イベント等により、名古屋城の価値と本来の魅力をわかりやすく伝える取組みを開催していることから、これらを継続するとともに新たな企画・イベントを開催する必要がある。

2) 多岐の分野にわたる企画・イベント

年間を通じて開催している多岐の分野にわたる様々なイベントは、名古屋城の魅力向上につながるとともに、名古屋城の価値や魅力に触れる契機となることから、これらを継続するとともに新たな分野のイベントを開催する必要がある。

3) 継続的・段階的に学習できる企画・イベント

現在行っている企画・イベントは一過性のものが多く、継続的に参加できるようなものがない状況である。

このため、社会教育、学校教育等と連携するなどして名古屋城について継続的かつ段階的に学習できる企画イベントを開催し、名古屋城への理解を深めていく機会を設ける必要がある。

4-2-4 情報発信

（1）情報発信の内容

名古屋城の価値や魅力を伝えるために、パンフレット等の配布物や公式ウェブサイト、SNS 等を利用して様々な情報を発信している。情報発信の現状・課題について以下のとおり整理する。

1) 特別史跡名古屋城跡の普及・啓発

公式ウェブサイト等において名古屋城の歴史や城内の地図、施設紹介や利用案内、イベント、取り組んでいる事業等の情報を発信しているが、3-1-1 で述べた本質的価値等の名古屋城の特徴に関する情報は十分に発信できていない。また、有料区域を中心とした情報に留まっており、特別史跡指定地全体や無料区域に位置する重要文化財二之丸大手二之門や三之丸外堀など、特別史跡名古屋城跡を構成する重要な要素についての情報も発信できていない状況である。

名古屋城の価値と魅力が理解されるよう内容の充実を図るとともに、遺構の情報発信により特別史跡指定地であることを周知し、積極的に発信していくことで、特別史跡名古屋城跡の本質的価値と全体像の普及と啓発を行う必要がある。

2) 広域的な情報発信

季節ごとの企画・イベント等の開催にあたってポスター・チラシ等による情報発信を行っているが、近郊への発信に留まっており海外も含めた広域的な情報発信は不足している状況である。観光団体や旅行事業者等と連携しながら、広域的な情報発信やサービス開発を行っていく必要がある。

3) 調査研究成果等の情報発信

発掘調査や整備に伴う調査研究の成果等は、現場見学会等の開催や調査報告書の刊行、公式ウェブサイトへの掲載等により情報の公開を行っている。

名古屋城の史実に関わる情報であるため、今後もその成果を積極的に発信することが必要である。

4) 観覧時の情報の発信

公式ウェブサイトやパンフレットでは、主要な施設の位置図や遺構概要等を掲載しているが、観覧時の眺望点や撮影ポイントなど、名古屋城の見どころ等の情報は掲載していないため、来場者の名古屋城の観覧を充実させるために観覧時の情報を充実させる必要がある。また、それらを巡る観覧ルートの設定についても、現状は有料区域内のみに留まっていることから、無料区域も含めた特別史跡指定地全体としての観覧ルートの設定も必要である。

5) 情報発信方法

現在、名古屋城の情報はパンフレット等の配布物のほか、公式ウェブサイト、SNS 等を活用して発信している状況である。しかし、とりわけ公式ウェブサイトについては情報通信環境の著しい進歩や立上げからの時間経過により、情報の陳腐化や公式ウェブサイト内の動線の複雑化が課題となっており、国内外へ名古屋城の情報発信を行う上での弱点となっている。また、インバウンドの著しい増加等の昨今の変化にも十分に対応できていない。名古屋城を幅広い地域・世代に普及・周知するために、社会情勢や時代のニーズ等に対応した多様な手法や媒体を活用して情報発信を行う必要がある。

4-2-5 周辺の歴史資産等との連携

名古屋城ではこれまでに示したように、様々な方法を用いて名古屋城の価値と魅力を伝えていくほか、以下のような周辺の歴史資産等と連携した取り組みも行っている。

1) 文化のみち

名古屋市では、江戸時代から明治・大正へと続く名古屋の近代化の歩みを現代に伝える貴重な歴史的建造物が多く残されている、名古屋城から徳川園に至るエリアを「文化のみち」と名付け、エリア一体でのイベントの開催等を行っている。

毎年11月には「歩こう！文化のみち」として街歩きイベントを行っているほか、2月から3月にかけては「雛巡りスタンプラリー」として雛人形が展示された各施設をまわって集めるスタンプラリーを開催している。

2) 金シャチ横丁

名古屋城の隣接地では、開府以降400年間培ってきた名古屋の文化と、それを支えてきた人のつながりや時代のつながりをじっくり「見て」、「知って」、「体感・体験」できるよう、正門前と東門から地下鉄市役所駅までの空間を「物語が息づく本物の尾張名古屋を体験できる空間」として、平成30年（2018）3月29日の開業を予定している。正門前では、芝居小屋等の多目的空間や、名古屋の歴史の展示空間、食・生活文化を堪能できる横丁による「尾張名古屋文化の旅の基点」を創造しており、名古屋の町の成り立ちや周辺とのつながりを学び、それをきっかけに周辺にも足を延ばしてもらうことを目指している。東門から市役所駅までは「東のゲートウェイの創出」として駅からの入場への期待感を盛り上げる空間づくりや、屋台や土産物屋が建ち並び下町の風情を感じる横丁づくりを目指している。

名古屋城では周辺に点在する歴史資産との連携や隣接地の整備によって特別史跡・観光地としての活用の幅を広げている。しかし、周辺の歴史資産等との連携は、それらが点在する一定の地域のみにと留まっており、名古屋城との歴史的関連性は薄く、築城と同時期に開削された堀川や、清須越きよすごしに伴ってつくられた商人町である四間道地区しけみちなど、名古屋城との関連の深い歴史資産との連携が図れていないことが課題として挙げられる。

4-2-6 活用の現状・課題の整理

4-2-1 から 4-2-5 までの現状・課題を踏まえ、以下に活用における課題を整理する。

■特別史跡名古屋城跡と現存遺構の適切な範囲・方法による公開

- ・来場者の観覧が有料区域のみに留まっていることや、無料区域に位置する遺構の存在が認識されづらいことから、かつての名古屋城の広大な全体像を伝えるために、有料区域の範囲設定の見直し等や無料区域を含めた特別史跡全体としての環境整備を検討する必要がある。
- ・現存遺構等を積極的に公開するために、草本類等により眺望や顕在化が妨げられている石垣・土塁・堀等の適切な維持管理による遺構への眺望確保や遺構自体の顕在化、期間限定で公開している建造物等の公開期間の拡大等の検討や観覧環境の充実が必要である。
- ・城内には失われた石垣・土塁・堀・建造物等が多数あることから、往時の名古屋城の姿をより伝えられるよう復元整備の可能性の検討が必要である。

■名古屋城の歴史や価値等を伝えるための諸施設

- ・展示施設は名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝えるために、様々な手法を用いて展示内容を充実させる必要がある。また、認知度の低い施設があることから、利用促進を図るために認知度向上に取り組む必要がある。
- ・説明板は外国人来場者にもわかりやすい言語表記に努める必要があるとともに、名古屋城の全体像を伝える特別史跡全体を表示したものの設置や、かつての遺構等の存在や形態を伝える失われた遺構等への説明板の設置と解説内容の充実を検討する必要がある。
- ・城内の諸施設は、来場者の観覧を安全かつ快適なものとするために移動円滑化を図るとともに、歴史的景観を損なわないデザインとする必要がある。

■名古屋城を活用した企画・イベント

- ・来場者が名古屋城や遺構等についての理解をより深められる機会であることから、整備現場見学会や体験型の企画・イベントを充実させる必要がある。
- ・名古屋城の新たな魅力を創造し名古屋城来場の契機となるよう、多岐の分野にわたる企画・イベントを開催する必要がある。

■名古屋城の普及・周知を図るための情報発信

- ・本質的価値等の名古屋城の特徴や調査研究成果、観覧時の見どころ等の情報発信が十分でないことから、これらの内容を充実させる必要がある。
- ・名古屋城に関する情報を広域的な地域や幅広い世代に普及・周知するため、情報発信の方法を充実させる必要がある。

■周辺の歴史的関連資産等との連携

- ・「文化のみち」など名古屋城の周辺地域に点在する歴史資産等との連携を行っているが、堀川や四間道地区など名古屋城と歴史的な関わりの深い歴史資産との連携が図れていないことから、名古屋城の歴史を広域的に伝えられるよう歴史的関連資産との連携を図る必要がある。

4-3 整備における現状・課題

4-3-1 整備計画の経緯

名古屋市では、昭和 61 年度（1986）に策定した『名古屋城整備基本構想基本調査報告書』を始めとする調査報告書や整備計画に基づいて整備を進めてきた。平成 24 年度（2012）に策定した『特別史跡名古屋城跡全体整備計画 増補版』及び『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』が最新の整備に関する計画であるが、これらの計画を踏まえた上で、本計画で新たに整備の実施計画を定める。なお、『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』の策定をもって『特別史跡名古屋城跡全体整備計画』は廃止する。

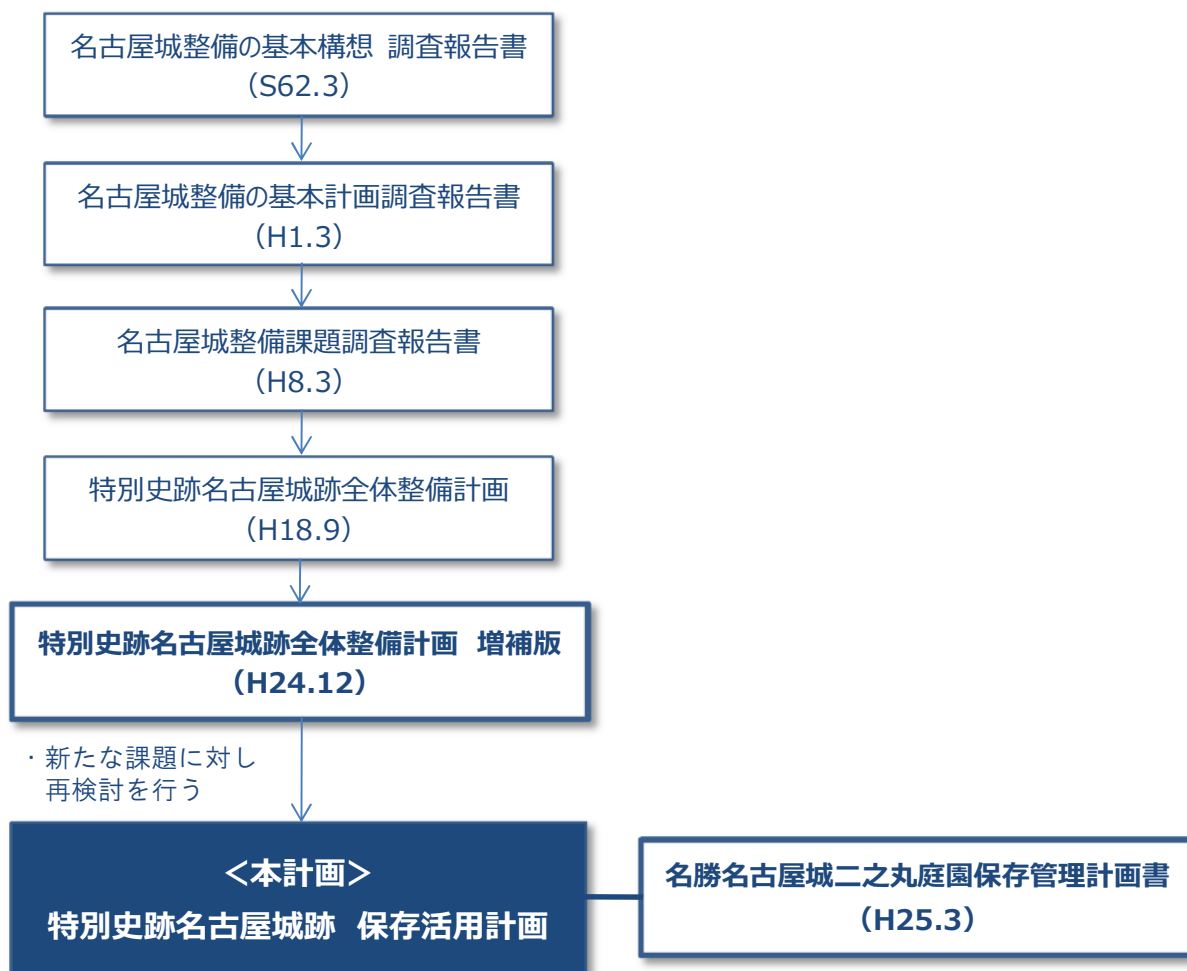


図 4-23 整備計画の経緯

4-3-2 整備の区分

整備には特別史跡の保存を目的とするものと活用を目的とするものがあるが、既往の整備計画ではそれらが区別なく示されてきた。本計画では、石垣や土塁、堀、建造物等の遺構の修復整備や、城内の歴史的風致を維持・向上するための植栽の整備については「保存のための整備」とし、遺構等の本来の姿を伝えるための公開・活用整備や失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備、名古屋城の歴史や価値を伝えるための展示施設・説明板、利便性を高める便益・休憩・管理施設、案内板、園路・安全柵などの施設の整備については「活用のための整備」とする。

また、日常的に行う維持管理については、保存と活用のどちらを目的とするものもあるため、それぞれの整備内容に含むものとする。

本計画にて区分する保存のための整備及び活用のための整備は、下図に示すとおりである。

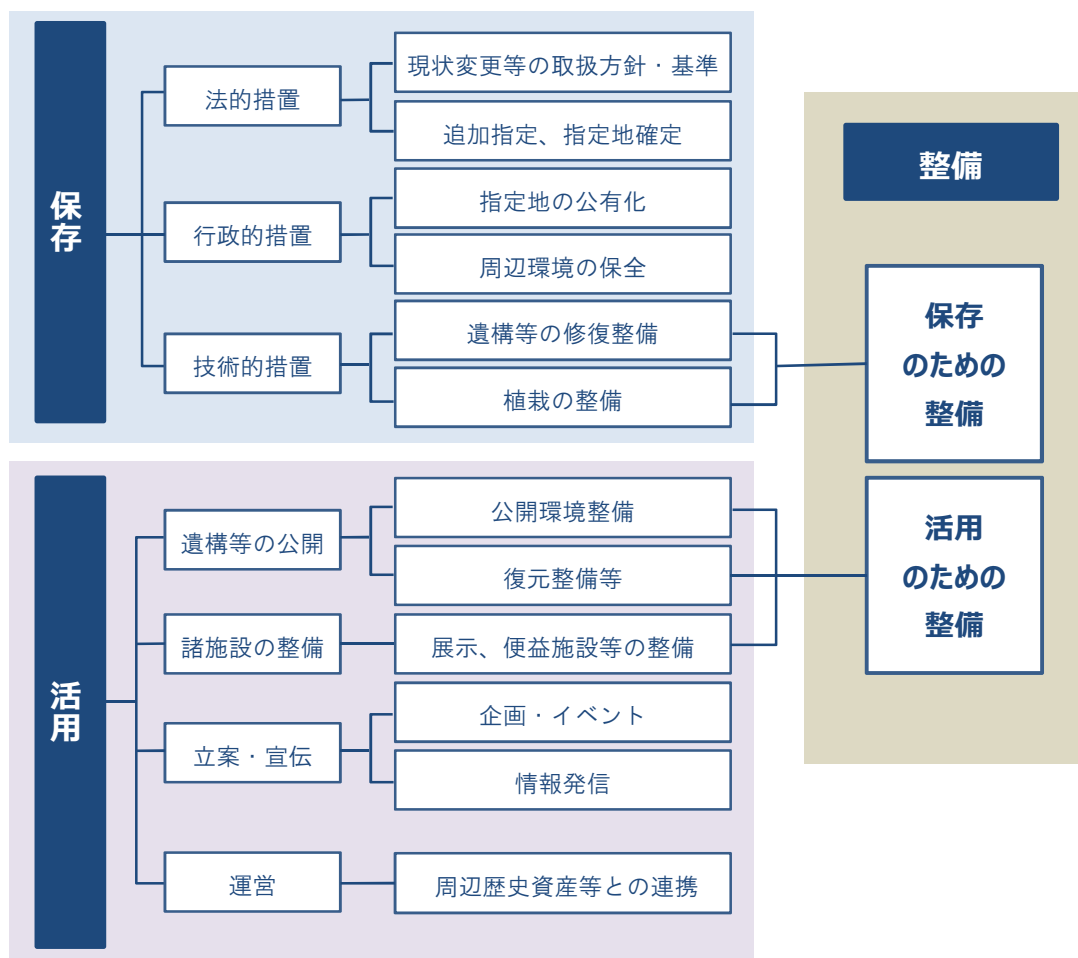


図 4-24 整備の区分

4-3-3 各地区における整備の現状・課題

保存及び活用の現状・課題から各地区の整備に係る現状・課題を整理する。

(1) 本丸

平成 14 年（2002）から本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備を継続して行っており、平成 21 年（2009）からは本丸御殿の復元整備に取り組んでいる。今後はこれらの整備を完了させるとともに、劣化や損傷が見受けられる重要文化財の東南隅櫓や本丸表二之門の修復整備を行う必要がある。また、名古屋城を象徴する本丸の往時の姿の理解を促進させるために、失われた建造物等の復元整備等の検討が必要である。

(2) 二之丸(北)

平成 25 年（2013）から『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』に基づいて二之丸庭園の旧名勝指定範囲を中心に保存整備を進めており、今後も順次、整備を進めていく必要がある。

南蛮練塀^{なんばんねりべい}と埋門^{うずみ}は往時と形態が異なる遺構であることから本来の姿を伝える整備を検討するとともに、南蛮練塀には劣化や損傷が見受けられることから修復整備等を行う必要がある。また、「御城」と呼ばれた二之丸の往時の姿の理解促進のため、失われた建造物等の復元整備等の検討も必要である。

（3）二之丸(南)

昭和 39 年（1964）に愛知県体育館が建設されて以後、体育館敷地として利用されており、城郭としての往時の姿を偲ぶことができない状態であることから、愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、城跡としての整備を進めていく必要がある。

また、現在は二之丸(北)と分断されていることから、愛知県体育館の移転後は二之丸(北)と併せた二之丸全体としての整備が必要であり、二之丸(北)と同様に「御城」と呼ばれた二之丸の往時の姿の理解促進のため、失われた建造物等の復元整備等の検討が必要である。

重要文化財である二之丸大手二之門には劣化が見受けられることから修復整備を行う必要がある。

（4）西之丸

平成 23・24 年（2011・2012）に策定した保存計画に基づいて、天然記念物である名古屋城の力ヤの保護育成を行っており今後も継続していく必要がある。西之丸北部のかつての「御蔵構」では、平成 28 年（2016）から 6 棟あった米蔵のうち 2 棟の米蔵跡に重要文化財旧本丸御殿障壁画等の展示収蔵施設の整備に着手している。残る 4 棟の米蔵跡についてはかつての御蔵構の空間を認識できるよう、地下遺構の平面表示を行う。

（5）御深井丸^{おふけまる}

本丸御殿復元整備に伴い原寸場・木材加工場を整備したため、本丸御殿復元整備完了後の跡地の整備方針の検討が必要である。

重要文化財である西北隅櫓や国登録有形文化財である乃木倉庫の劣化が見受けられることから修復整備が必要である。また、茶席には屋根の損傷がみられるためこれらの修復整備も必要である。

（6）外堀（空堀）

堀に沿って^{かんぼく}灌木が植えられているが、二之丸を囲む灌木の背丈が高く堀や石垣への眺望を遮っているため適切な植栽整備を行う必要がある。また、名古屋城の最大の特徴である石垣をよく観察することができるよう視点場の整備を検討する必要がある。

（7）外堀（水堀）

昭和 56 年（1981）から工業用水を導入して水位を確保し、平成 11 年度（1999）から工業用水の日量を調節する水質浄化対策を開始してから現在に至るまで、水質状態はほぼ一定となっている。しかし平成 7・8 年度（1995・1996）の「名古屋城外堀浄化対策検討委員会」において定めた目標値には達していないため、さらなる改善方法の検討が必要である。

水堀対岸については、主に北側から城内への水堀と石垣・隅櫓・天守閣等が調和した良好な眺望景観を活かすため、視点場等の整備の検討が必要である。

（8）三之丸外堀^{かんぼく}

有料区域から離れていることもあり、特別史跡指定地として認識され難い状況である。名古屋城の縄張を構成する重要な遺構である堀や土塁、城内と城下町の出入口であった各門跡の存在を周知するための整備は行っていないことから、名古屋城の遺構の存在を周知する説明板等の整備の検討が必要である。

4-3-4 整備の現状・課題の整理

「4-1 保存」及び「4-2 活用」より抽出した現状・課題より、整備における現状・課題を整理する。

■名古屋城の歴史的価値を後世に確実に継承する「保存のための整備」

- ・ 現存する遺構を後世へ継承するため、適切な修復整備を行う必要がある。
- ・ 遺構の保存や顕在化に影響を及ぼす植栽等があることから、城跡としての風致を整えるために適切な植栽整備を行う必要がある。

■名古屋城の歴史的価値をわかりやすく伝え、魅力を高める「活用のための整備」

- ・ 失われた石垣・土塁・堀・建造物等については往時の名古屋城の姿の理解促進を図るため、遺構の保存を前提とした復元整備等を検討する必要がある。
- ・ 名古屋城の歴史や価値をわかりやすく伝える展示施設・説明板の整備の検討が必要である。
- ・ 便益・休憩・管理施設は、特別史跡の保存・活用の観点及び観光地としての魅力向上の観点、また日常的な管理運営の観点から、施設の必要性や今後のあり方について検討を行う必要がある。
- ・ 来場者の移動円滑化を図る整備や、安全性確保のため園路・安全柵等の施設を整備する必要がある。

4-4 運営・体制における現状・課題

4-4-1 運営・体制の現状

特別史跡指定地の管理は、主に名古屋城総合事務所と緑政土木局がそれぞれの管理区域で行っており、清掃や植栽等の維持管理については一部業務委託している。二之丸(南)については、愛知県が名古屋市から愛知県体育館の設置許可を受けて管理を行っている。

特別史跡名古屋城跡の保存・活用にあたっては、文化庁等と適宜協議を行い、有識者で構成される全体整備検討会議の指導・助言を受けながら進めている。

展示施設や物販、飲食施設などの施設は、一般財団法人名古屋城振興協会等が名古屋城総合事務所から許可を受け管理運営を行っている。

イベント開催については、市が主催するものの他、企業やNPO法人、地域活動団体、教育機関などとの協力・共催により行っている。

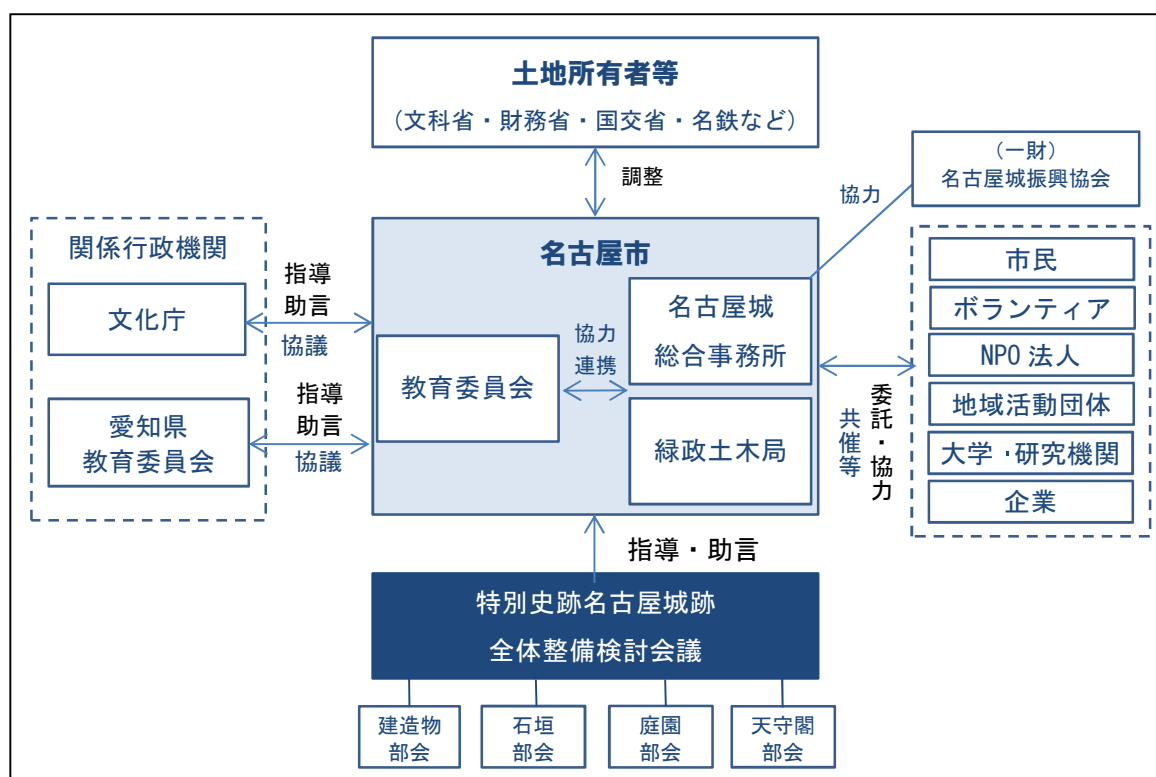


図 4-25 運営・体制のイメージ図

4-4-2 運営・体制の課題

運営・体制の現状、保存・活用・整備の現状・課題を踏まえ、運営・体制の課題を以下に示す。

（1）名古屋城総合事務所の調査研究体制

特別史跡名古屋城跡の保存・活用を行うにあたっては、石垣・建造物等の遺構、発掘調査による出土遺物や、文献・絵図等の史資料の総合的な調査研究が不可欠であることから、建築・考古・文献・美術等の各分野の専門知識を持つ職員の確保が必要である。しかし、現状の名古屋城総合事務所の調査研究体制は十分とは言えないことから、専門的・総合的に調査研究を行える体制の整備が必要である。

（2）管理主体間や庁内関係部署間の連携

特別史跡指定地内の管理区域は、主に名古屋城総合事務所と緑政土木局に分かれているが、管理区域によって植栽等の維持管理状態などに差が生じている箇所があるため、一体的なものとするために相互の連携を強化する必要がある。

また、史跡の保存・活用には文化財保護だけでなく、観光、公園緑地、都市計画、景観、防災など多分野の知識が必要であり、管理を担当する部署のみでの保存・活用の推進は困難であることから、各分野の庁内関係部署との連携も必要である。

（3）有識者で構成する検討会議

特別史跡名古屋城跡の保存・活用は専門的な側面を有することから、有識者で構成する全体整備検討会議を定期的に開催し、専門的見地からの指導・助言を受けながら事業を進めている。特別史跡として適切な保存・活用事業を進めていくため、今後も継続して全体整備検討会議を開催することが必要である。

（4）多様な主体との協働

特別史跡名古屋城跡の保存・活用は多岐に渡り、行政がその全てを実施することは困難であることから、保存・活用の幅を広げるため、市民・ボランティア・NPO法人・地域活動団体・企業等と協働し、行政のみに留まらず多様な主体とともに保存・活用に取り組む必要がある。

（5）防災・防犯体制

防災体制については、現在「名古屋城消防計画」にて災害時の自衛消防組織の編成体制を定めており、名古屋城総合事務所職員や一般財団法人名古屋城振興協会、警備会社等の配備・連絡体制等を詳細に定めている。一方、4-2-2（8）にて述べたように、より実践的な防災対策の検討が必要であるが、その対策の実施には相応の体制が必要である。

防犯体制として有料区域内は文化財保護や来場者の安全・防犯等の管理を警備会社に委託している。しかし、無料区域については管理主体による自主管理であるため、文化財保護や防犯等の管理体制に課題があると言える。特に重要文化財の二之丸大手二之門は、夜間でも出入りが自由であるため、後述する二之丸全体の整備と併せて警備体制のあり方の検討が必要である。

（6）さらなる魅力向上を図るための効率的な運営・体制の検討

名古屋城の運営・体制では、設置許可・管理許可による飲食・物販施設の運営、業務委託による入場券の販売収納・警備・清掃など、適宜、民間活力を導入している。より一層の魅力の向上を図るため、行政が実施すべき業務は行政が取り組み、民間の幅広いアイデアを活用できる業務には積極的に民間活力を導入するなど、効率的な運営・体制の検討が必要である。

